

ISSN 0448-4347

宗務時報

No. 118

平成 26 年 10 月

文化庁文化部宗務課

目 次

論 説

人口減少時代の宗教

—— 高齢宗教者と信者の実態を中心に ——

鈴鹿短期大学生生活コミュニケーション学科教授 川 又 俊 則…………… 1

インタビュー

琉球政府における宗務行政と宗教法人法の制定

—— 大城藤六氏に聞く ——

文化庁文化部宗務課…………… 19

行政資料

宗教法人「浄寶寺」の規則変更認証決定に係る

審査請求に対する裁決（平成25年12月13日）…………… 34

『宗務月報』（昭和32年～昭和39年）総目録…………… 39

宗務報告

1 宗教法人審議会…………… 61

2 平成26年度宗教法人実務研修会の日程…………… 62

3 動画「宗教法人の管理運営」の公開…………… 64

4 『在留外国人の宗教事情に関する資料集』の概要……………65

※ 本書における外部有識者の寄稿文及びインタビューについて、文中における意見等は、著者及び発言者の見解である。なお、原則として、著者の意向に従った漢字と送り仮名で表記してある。

人口減少時代の宗教 —— 高齢宗教者と信者の実態を中心に ——

鈴鹿短期大学生生活コミュニケーション学科教授 川又 俊則

はじめに——「消滅可能性都市」の発表

増田寛也（東京大学大学院客員教授，元岩手県知事・元総務相）が座長を務める日本創成会議・人口減少問題検討分科会によって2014年5月に出された提言（以下，増田レポート）は，人口再生産力という観点から若年女性（20～39歳の女性人口）に着目し，それが2010年から2040年にかけて50%未満となる896自治体（全体の49.8%）を「消滅可能性都市」としている⁽¹⁾⁽²⁾。そのうち人口が1万人未満と推定される523自治体（全体の29.1%）は「消滅可能性が高い」とされた。新聞・テレビ・雑誌・ウェブサイト等で，増田レポートは，しばしば取り上げられ，各方面で大きな話題を呼んでいる。

2005年は，第二次世界大戦以降の日本で初めて人口が減少した年として知られている。その後，2008年をピークに，2010年以降の増加はなく，この減少傾向は今後，長い間続くと予想されている。

現在，全国の自治体の45%ほどが過疎に該当する⁽³⁾。その自治体の人口は全体の8%にすぎないが，面積は全体の57%を占めている（2013年4月現在）。過疎に関しては，1970年制定の過疎地域対策緊急措置法以後，時限立法による対応が続く。現在は2010年に過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が制定され，その後の改正により，2021年3月までの時限立法のもとで対策が施されている。更に，2010年の国勢調査の結果や地方分権改革の進展状況等を踏まえた対応として，同法は要件追加等をし，2014年4月に再改正・施行されている。

筆者は「過疎地域の宗教ネットワークと老年期高齢宗教者に関する宗教社会学的研究」というテーマで，2012年度から3年間，科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）を得て，共同研究を実施した。三重県には過疎指定された地域が10地域（5市4町）あり，そのすべての地域で調査した。得意分野が異なる3名の分担研究者，更に2名の研究者に協力いただいて，共同調査や個別調査，先行調査されていた地域の再調査，関連分野の研究者による講義，資料収集，書評会などの調査研究を展開した。積極的に過疎地域で見聞きしたその共同研究は，筆者たち自身にとって大いに有意義だった。そして，その結果は報告書にまとめた⁽⁴⁾。

以下，議論が重なる部分があるのは承知で，あえて，〈過疎と宗教〉〈老いと宗教〉と2つに分け，「人口減少時代の宗教」という全体テーマについて，先の科研調査，他の調査，及び他の資料等を参照して，考察していきたい。

1 社会制度と人口減少

2013年3月推計の「日本の地域別将来推計人口」によれば、2040年の人口は、すべての都道府県で2010年を下回り、老年人口（65歳以上）が40%以上の自治体も半数近くになる⁽⁵⁾。しかし、高齢者だけに注目するとかえって課題を見えなくする。生産年齢人口（15～64歳）の減少と老年人口の激増という実態から、日本経済の課題を明解に説いた藻谷浩介の指摘⁽⁶⁾は正当である。その生産年齢人口に関しては、増田レポートでも減り続けることが推計され、経済を支える労働力不足と、税や保険料収入減に伴う社会保障制度の運営の厳しさへの対応が論じられている。

人口減少現象が鮮明なのは、いわゆる過疎地域である。増田レポートにも東京一極集中の是正が改革の重大ポイントだと述べられている。若年層を中心に、地方から大都市へという地域間移動がずっと続いており、それは今後も続くと予想されるが、その大都市部においては出生率が極めて低く、全国的な出生率を押し下げている。この現況では、やがて首都圏も人口が減少するのは言うまでもない。

日本社会の高齢化は、栄養面の向上や医療技術の革新などを背景に長寿化が進んだことも大きい。それだけではなく、むしろ少子化による若年層の比率の少なさが、高齢化を加速させたのは周知のことだろう。現代日本の合計特殊出生率は、人口維持水準を示す2.07以下の1.43（2013年）程度で推移している。

社会保障制度の問題は、生産年齢人口（＝現役世代）と老年人口を併せて考えなければならない。なぜならば、これも周知のとおり、現在の制度は、自らの支払った保険料が後に給付される方式ではなく、今必要な老年期の人びとの年金や医療にかかわる費用を現役世代が負担する、いわゆる賦課方式をとっているからである。国民皆保険・皆年金制度が整えられた1960年代、生産年齢人口と老年人口の比率はおよそ10対1だった。まさに人口増加期のことである。それから50年以上経て、いまや、その比率は3対1を下回っている。このように人口構成は全く異なるにもかかわらず、制度の大枠は変わっていない。2000年からは介護保険制度も開始され、年金・医療・福祉その他の社会保障費用統計（旧社会保障給付費）は、1970年に3.5兆円だったものが、2000年には78.1兆円へと増加し、今後さらなる増加が予想されている。国民所得額に対する割合も20%を超え（1970年時は5.7%）、国民的な課題となっている。当然ながら、これまでも制度改革はなされてきたし、今後もなされるだろうが、私たち一人一人が人口減少時代に向き合うことは必然である。

そしてこの日本社会全体の状況は、当然ながら宗教集団にも深く関わることになる。日本全体で人口減少が進めば、常に例外はあるだろうが、当然ながら、一般的に寺院・教会等の人口も減り、宗教集団の維持運営の困難さは高まっていく。そして、過疎地域にある宗教集団においては、既に、地域の人口減少や構成メンバーの高齢化に関して、厳しい局面を迎えているところもあるだろう。

次章以降、人口減少時代を迎え、宗教集団自身も変化を余儀なくされる中で、実際の対応と近々の課題について、上記調査で得られた三重県及び他地域の事例も含めて議論していく。

2 〈過疎と宗教〉

「限界集落」という用語が^{こまかみ}巷間に広がった 2000 年代後半、過疎地域に関して、経済学・地理学・社会福祉学・社会学など多分野で調査研究が実施され、多くの知見が示された。管見の限りにおいて、それら研究のほとんどに「宗教」の視点は見られなかった。人びとの「生きがい」「心のよりどころ」などよりも、産業構造や人口変動に注目してきたからとも言えよう。あるいは、日本の宗教社会学や宗教学の関心が、過疎へ向かっていなかったからだとも言えるかもしれない。

しかし、近年、宗教社会学者や宗教界自体が過疎に注目し始めている。

例えば、『宗務時報』115 号には、北海道大学大学院教授の櫻井義秀が「人口減少社会における心のあり方と宗教の役割」を執筆した⁽⁷⁾。そこで櫻井は、現代宗教の^{すうまう}趨勢を「人口的過疎と信仰的過疎」という用語を用いて、社会構造的な変化で諸宗教が存続する条件が厳しいこと、また、「こころの過疎化も進行している」ことを示した。そして、格差社会・低成長時代という現代社会の様相を踏まえ、北海道における寺院調査の結果をもとに、過疎地域と寺院、成長都市と寺院、過疎対策を具体的に確認し、更に、宗教とソーシャル・キャピタル（社会資本、社会関係資本）に関する議論を展開した。

『宗務時報』117 号には、明治学院大学教授の渡辺雅子が「新宗教における過疎・高齢化の実態とその対応」を執筆した⁽⁸⁾。渡辺はこれまで新宗教と過疎が論じられてこなかったことを指摘し、全国展開している歴史ある新宗教として金光教・立正佼成会を取り上げ、統計資料や聞き取り、教団関連誌等から考察した。オヤコ型組織・教師中心参拝型・教会所在地の 20%以上が過疎地という金光教、地域単位の中央集権型・信者中心万人布教型・教会道場所在地の 10%未満が過疎地（58%は過疎地を包括）という立正佼成会等の差異を示した。渡辺は、都市型宗教たる新宗教でも過疎化・高齢人口増加の影響があること、高齢信者にとって所属する宗教集団がコミュニケーション・見守り・生活支援等の役割を果たしていることを論じた。

宗教社会学の代表的研究者によって、このように過疎と宗教をテーマにした論考が相次いで発表された意義は大きいだろう。

また、宗教界でもシンポジウムなどが近年実施されている。例えば、浄土宗総合研究所は 2014 年 2 月に「これまでの 20 年、これからの 20 年—過疎地域寺院の現状と浄土宗寺院の将来—」という公開シンポジウムを開催し、公益財団法人日本宗教連盟は 2014 年 6 月に『「限界集落」化する地域社会と宗教の力』というセミナーを開催している。共に多くの聴衆を集め、具体的な事例に基づいた議論が行われた。

仏教界では、浄土真宗本願寺派や日蓮宗などが 1980 年代から自らの教派に関する過

疎実態調査も実施し、それぞれ対策を続けている。渡辺も引用していたが、曹洞宗は1965年以降、10年ごとに全曹洞宗寺院対象の実態・意識調査を行い、最新の2005年の調査では、過疎に関して法人収入等の差を考察し、同調査では、檀徒数の少ない寺院と101戸以上の寺院に二極化し、格差が拡大したとの指摘もある。

神社本庁は1968年以降、実態調査から過疎問題の現状把握を行った⁹⁾。神社と過疎に関して調査を続けている冬月律は、過疎地域の神社が抱えている問題を、「村の祭りの衰退、神社合併問題、氏子組織の崩壊、伝統行事からイベント（不変から変化）への移行、後継者問題」と分類した。専門紙『神社新報』は、過疎地域の神社が直面している問題、具体的には、伝統文化喪失に関する懸念や神輿の担ぎ手不足への懸念、神宮大麻頒布数減少への不安の声などの記事を掲載している。

キリスト教界では、過去から現在に至るまで、地方教会の伝道の困難さがしばしば報告されている。かつて地方の小規模教会の多くには、幼稚園や保育園等の子供たちの施設が併設され、牧師やその家族、教会員等がその経営や運営に携わっていた。だが過疎化や少子化、更に施設の老朽化も進み、休園や閉園になった施設もある。一教会一牧師制維持の困難さに対し、共同・兼務牧会の検討や、複数教会を複数牧師による巡回教区方式、信徒宣教の試み等が専門誌上で述べられている。

3 過疎地域における宗教

最新の『宗教年鑑 平成25年版』によれば、平成24年12月31日現在、単位宗教法人の合計は18万1803法人だった。これだけ多くあれば、不活動状態の法人等の存在も気になるだろう。文化庁文化庁宗務課では、全国の担当者向けに、認証事務・不活動法人対策の研修を実施している。先に確認した通り、日本で人口減少が進む中で、全国各地にある宗教集団（法人登記している場合は宗教法人。以下、宗教集団と称す）は、今後、減少していくのだろうか、現状が維持されるのだろうか。本章では、過疎に注目して現状を見ていこう。

(1) 兼務による維持

各教会を包括する法人が各教会等へ多額の運営費を提供する形態であればよいが、そうでない場合、維持可能な費用を各教会自身で得られなければ、運営・維持は大変困難となる。そのような中、複数の寺院・教会等を1人の高齢宗教者が担当する兼務という方式はしばしば見られる。

寺院や教会における兼務や無住職・無牧師の状況を調べると、宗派・教派による違いも大変大きい。おおよそ1~3割程度の寺院・教会は兼務などの状態にあり、ふだんそこに住職や牧師はいない。全体的にその比率は増加している⁴⁾。また、寺院や教会における檀家・信者数が少ないほど兼務等の傾向にある。当然ながら、それぞれの宗派や教派で様々な対策も取られているが、簡単に解決するものでもない。

兼務のパターンには、大きく分けて「後継予定者が着任するまでの短期間」「後継者が未定で、兼務を代々続けてきている」という 2 つが考えられる。この兼務については、どのように考えればいいのだろうか。

宗教者の生活自体を考えるならば、他の職業などに就かず、宗教活動に専念するためには、その生活を賄うだけの費用を支出できる集団、すなわち、一定程度の檀家や信者数が必要になる。例えば、複数寺院から収入が得られることは、住職にとって、生活の維持や経済的な面を考えればメリットがある。その代わりに、多くの檀家や複数寺院への責任が生じる。兼務によって住職不在を回避できることは、帰属する檀家にとって有益である。宗派においても、その寺院に住職が不在となり、結果的に不活動法人とならないのであればいいことだろう。しかし、その住職の主たる寺院ではないため、住職の本務寺院と異なる扱いとなることは、兼務寺院の檀家たちにとって決していいことではない。具体的には、幾つかの年中行事を別寺院（住職の本務寺院）で合同執行し、住職が兼務寺院に来る日はごくわずかで、兼務寺院の維持管理において檀家の負担増も見られるということは、本務寺院こそが理想であるならば、望ましい状態とは言えない。

しかし、統廃合の結果、先祖代々から継続してきた自らの菩提寺が、実質的に廃止されることは檀家の望みではない。檀家にとって無住職状態は極めて良くない。それを防ぎ、寺院を維持する次善の策が、上記のような兼務化である。そして、年に数回しか来ない兼務住職と、その宗教施設を守り続ける地域住民がいる。

三重県南部のある地域で、台風に伴う災害の結果、わずかに残っていたムラの住民がそこで生活できなくなり、住民ゼロとなった地区がある。そこにある寺院（写真 1）は無住であり、隣接市のある寺院の住職が兼務し、年に数回の年中行事に来ている。それ以外は、同地区にいた元住民の檀家たちが、維持管理を続けている。この災害後も、盆と彼岸の行事は続け

写真 1 ある無住寺院

られた。元住民は、少なくとも自分たちの代はその寺院、及び神社と墓地を守り続けると語っている。

過疎地域の中で今後、住民ゼロになる地域も出現するだろう。だが、そこに人が生活していたのであれば、それまで機能していた神社、寺院、墓地などをど



うすればいいのだろうか。地域に住民がいなくなったときのことを考えねばならない場面がいつか来るならば、上記の例は、そのヒントを教えてくれている。

宗教集団において、これまで専属の宗教者がいたにもかかわらず、その不在状況のため、兼務等にせざるを得ない場合、その維持のポイントとなるのは、檀家・信者・氏子等の強い当事者意識であろう。そのためにも、現状維持だけではなく、その宗教集団における宗教者、及び檀家・信者側の次世代のリーダーをどのように養成していくのかも頭に置いておくべきなのだろう。筆者は、結果的に檀家の中から住職となった人、信者の中から牧師となった人が、それぞれ宗教者として、数年かけて養成機関で学んだ事例も知っている。たまたま、その宗教集団に望ましい人的資源があったという説明もできるかもしれない。しかし筆者は、その背景を聞き及ぶに、その宗教集団において、ふだんから檀家・信者が強い意識を持っていたことがそうさせたと思っている。

(2) 「修正拡大集落構造」と宗教集団

現在、過疎地域の寺院・教会・神社等を支えている中心的人物たる檀家・信者・氏子自身の年齢層を考えると、多くは高齢者であることは言うまでもない。そして、彼女ら・彼らの多くは、UターンやIターン、Jターンなどではなく、その過疎地域にこれまでずっと住み続けてきた人びとである。

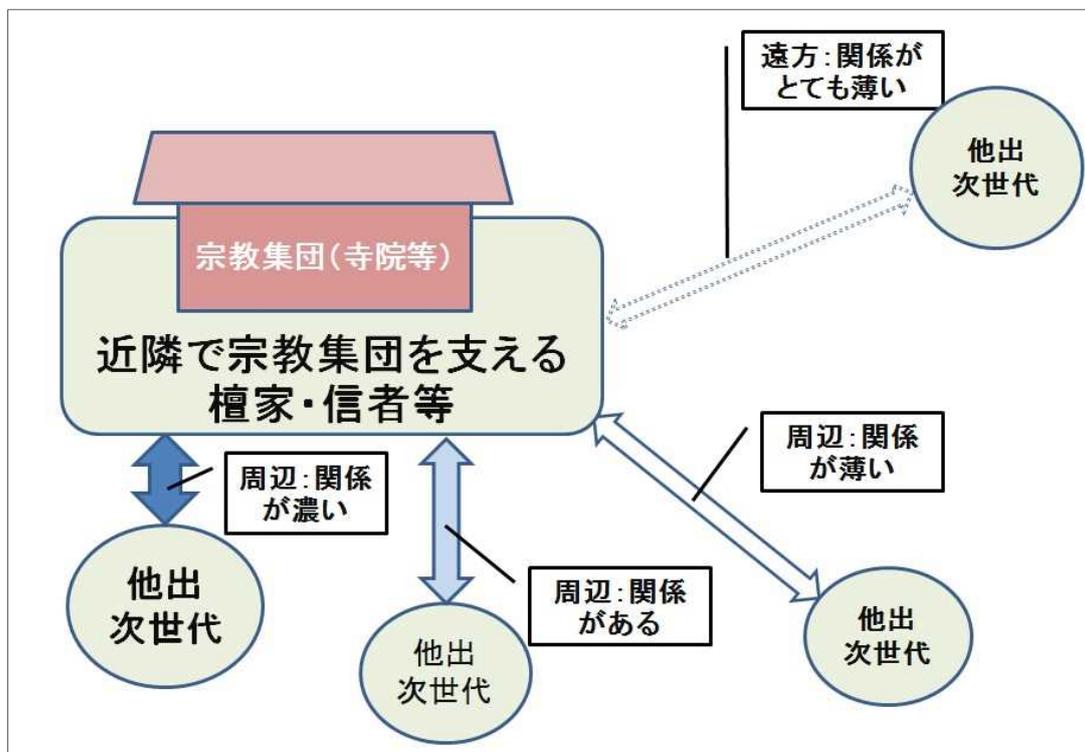
この問題を論ずるに当たって、人口減少地域でT型集落点検を続けている徳野貞雄たちを参照したい。徳野たちは、「世帯の分離と縮小化の背後にある家族の機能の実態に光を当て、集落の維持のための諸問題を解決するための調査方法」であるT型集落点検を行っている⁽¹⁰⁾。具体的には次のように行われる。地区公民館に集まった人々が、班や組などの単位に分かれ、住民自身で模造紙に家の位置を道路や空き家などを含めて書き込み、集落地図を作成する。その後、黒マジックで現在いる人びとの性別・続柄・年齢を、赤マジックで他出した子供たちなどの年齢・世帯構成・他出場所・職業、帰ってくる予定・実家との行き来などサポートや交流も書き込む。そして、世帯分類し班別の特徴を分析、村内居住者・村外居住者の集計表を作成、班別の点検図を見ながら住民自身で10年後の各世帯のUターンの可能性や生活サポートの人的資源を確認しながら、将来の世帯や班の状況を検討し発表する。それを読み込んだ徳野が、集落全体の傾向と動向を把握、コメント、助言などをする。後日実施される2回目の調査では、より細かい課題整理がなされ、3回目で具体的アクションプログラムが提案されている。

従来の農山村の分析が、在村住民の個人的年齢構成、農林業経営、定住意識から分析したものであるのに対し、T型集落点検は、世帯・家族の集団的枠組みでとらえ、都市他出子まで拡大し、非農業的就労や別居子のサポートまで含めるという違いがある。人口減少は激しくても世帯数はほとんど減っていない地域もある。高齢者を中心とした世帯が残り、若年層世帯が分離・流失しているところなどでは、「近隣・近距離に他出している子どもたち（他出世帯）との相互扶助」があり、「修正拡大集落構造」になっている

と徳野は見なした。そして、多数実施したこれら調査から徳野は、現代農山村を支えている中心は兼業農家であると述べる。多世代同居世帯は基幹的住民層をなしており、これらの存在の大きさが、他の不安定な世帯をも維持し、地域を支えてきていた（そして市町村合併の影響もありそれが崩れつつある）と指摘している。

過疎地域を廻りながら調査を進めてきた筆者は、「修正拡大集落構造」の存在は、現在の寺院・教会・神社、すなわち、宗教集団を支える檀家・信者・氏子たちにおいて同様であると感じた。下図は、寺院を支える近隣の檀家以外に、他出して「周辺に住む次世代の人びと」も檀家の一員と見なしている寺院をイメージした「宗教集団を支える人びと（「修正拡大」関係者）図」である。

図 宗教集団を支える人びと（「修正拡大」関係者）



寺院と檀家（及び他出した次世代）の関係は多様だろう。だが、この図で示したように、遠方にいる他出者の中で寺院等に頻繁に来ない（来ることが物理的に困難な）人びとは、やがて、寺院との関係が薄くなっていく（場合もあろう）。そのうち、檀家として関係を続けてきた高齢単身者が逝去し、その家に誰も居住しなくなる（空き家）と、その次世代の人びとが自らの居住地近辺への改葬を視野に入れるかもしれない。実際にそうしている人もいる。そうすると、後述の通り、行事他でも関係性が薄くなる現況の中、宗教集団とそれを支える檀家・信者・氏子等の層との結びつきの薄さが、やがて宗教集団と「修正拡大集落構造」の範疇はんちゆうにあったはずの周辺にいる他出次世代との関係断絶へ

と向かう可能性も出てくるだろう。もちろん、そうならないように、例えば、他出した次世代の人びとの所へ、積極的に棚経などを行っている住職もいる。地域住民と地域外住民との二重性に適合した対応をとろうとしている住職もいる。

地域に密着した宗教集団において、それを支える人びとが地域内ばかりでなく、地域外へ拡大しているのであれば、それらの人びとを含めた構造に対する適切な対応が必要であり、それは過疎地域においても見られるのである。

(3) 行事の維持と変化

現在、三重県に居住する筆者は、毎日（あるいは頻繁に）墓参をする高齢者をしばしば目にしている。

近年、県内各地で様々な伝統的行事を観察してきた。例えば、伊勢市朝熊山金剛證寺の「開山忌」（奥の院で先祖供養を実修，6月27～29日）（写真2）や、鳥羽市答志島答志地区の「火入れ」（集団墓参，8月14日午前10時，15日午前6時）（写真3），志摩市大王町波切の「大念仏」（8月14日夕方），紀北町長島地区「おどり送り」（8月16日夜）等である。これらの行事いずれも，高齢者を中心に参加者が熱心に行動していた。

それらの調査過程において，以下に見られるとおり，地域住民の高齢化や人口減少化に伴い，様々な工夫により，行事を維持している実態があった⁽¹¹⁾⁽¹²⁾。

例えば，多くの寺院では，従来，夜に行われていた年中行事を，参加者がほとんど高齢者であることを鑑み，日中に変更している。

答志島答志地区では八幡神社の「神祭」の例大祭と弓引神事

写真2 朝熊山金剛證寺「開山忌」
(2013年6月28日午前10時)



写真3 鳥羽市答志島「火入れ」
(2011年8月15日午前6時30分)



を定例日（旧暦正月 18 日）に実施していた。しかし、この祭りの重要な役割を果たす青年団の若年層が減少し、対象を高校生へ拡大したことから、一日がかりで行うこの行事を平日に実施することは困難になった。そこで、土日祝日の開催に変更した。このように、定例日から土日祝日への行事日程変更は、他地域を含め、非常に多く見られる。

真宗高田派の寺院において、宗祖親鸞聖人の祥月命日に、報恩謝徳のために営まれる法要たる報恩講は、年中行事の中でも、特に重要な行事である。本山以外でも、各寺院で実施されているが、従来 2 日間かけて実施してきたものを、1 日のみにするところも、従来実施してきた檀家たちの手作りのお非時（会食）を、近年、中止したところも少なからずある。

式年遷宮の例も見ておこう。2013 年、伊勢市では第 62 回神宮式年遷宮が行われた。式年として定められた 20 年に一度、内宮・外宮の社殿を建て替え、神様にお遷りいただく最重要行事である。（伊勢）神宮のある伊勢市民にとっても、人生で数回しか経験できない貴重なものである。筆者は昨年 9 月、その一連の行事のうち、外宮へのお白石持行事の陸曳を、ある地元の方の御配慮で見学させていただいた。

数年前から準備が始まり、宮川上流で拾い集め、洗い清めたお白石を奉曳車に乗せ、沿道や川を練り進み、内宮と外宮の新しい御正殿の敷地にそれを敷き詰める行事である。各地区の奉献団が暑い一日を楽しく、また真摯に自らの役割をそれぞれ務めていた。地区の奉曳車を先導する木遣り衆の人びとは、長い間練習を積み重ねてきた成果を發揮し、「エンヤー」との掛け声も、うたいも振りも皆上手だった。小学生たちの「子ども木遣り」もあり、親や祖父母らとともに楽しく参加している様子だった。20 年後の継続を視野に入れていることが推察された。第 60 回から、全国の崇敬者に対して行事への参加が認められ、第 62 回のお白石持行事で外部者は、特別神領民と呼ばれ、盛り上がりが一層増したと思われる。他方、地域住民は全員参加ではない。伊勢市街から他出した若い世代の人びとが、イベントを楽しむように参加する様子も見受けられた。この行事を合同で行った地区もある。このように、人口減少等にもとづく行事の維持のための変化は、この行事でも見られたのである。

過疎地域等における行事の維持及び変化について、上記をまとめると、開催日程・時間帯・日数の変化（定例日から土日祝へ、夜から昼へ、2 日間から 1 日間へ）、担い手の変化（年齢層拡大、外部者参加）他が見られるということになるだろう。

4 〈老いと宗教〉

今春、『現代宗教 2014』（国際宗教研究所）において、「老いに向き合う宗教」という特集が組まれた。扱われたテーマは、対談「尊厳死」、精神分析学者エリクソン、高齢者の「生きがい」、単身高齢者の死、老年期宗教者、創価学会、ヨーロッパの新宗教運動であった。筆者も「老年期の後継者」というタイトルで執筆した⁽¹³⁾。

ヨーロッパの新宗教運動を扱った論文では、「高齢化のために消滅する」危機を持つ団

体もあるが、「現世拒否的宗教」に入信し、明日のことも考えなかった信者たちの中には、時間の経過とともに、「自助」傾向を持つ者も見られ、1970年代に始まった新宗教運動は、既に大きく変容していることが報告され、大変興味深いものだった⁽¹⁴⁾。

〈老いと宗教〉に関しては、これまで宗教社会学や宗教学で主要なテーマとして取り上げられてこなかった。いや、「葬儀」や「墓」を考察した研究は数多くあったではないかとの反論があるかもしれない。それはその通りである。だが、それはあくまでも「葬儀」や「墓」に焦点を当てている訳であり、直接「老い」を扱っているのではない。民俗調査における「人生儀礼」は、各調査報告書において主要な項目として掲げられている。年齢階梯組織として、青年会や婦人会などとともに「老人会」も扱われている。だがそこに「宗教」の視点が重視されているようには思われない。そう考えると、実は、〈老いと宗教〉への言及は、これまで、驚くほど少なかったことに気付かされる。

もちろん、宗教界とりわけ日本のキリスト教界において、「老い」に関する議論は、既に1960年代にも見られ、その後、関連する単行本も多数刊行されている。また、キリスト教月刊誌『信徒の友』でも、この30年間に断続的に高齢社会に関する記事が掲載されている。この10年間に限ると、ほぼ毎年、高齢者特集が組まれているくらいである。しかし、2000年頃に、「老いの問題」を身近に考えているかどうかとの反省も当時の牧師が述べており、全体で大いに議論を深めてきていたかということ、決して簡単に首肯できるものでもないだろう。

こう考えてみると、『現代宗教2014』の特集は画期的だと思われる。今年に入ると、2014年6月には日本老年社会科学学会で「高齢社会における宗教の意義と問題」というシンポジウムが生まれ、2014年9月には、日本カトリック司教協議会・上智大学カトリックセンター共同主催でシンポジウム「人生の秋を見つめる—諸宗教からのメッセージ—」が開催された。このように、〈老いと宗教〉は、今後、注目すべき課題であることが示されている。

5 高齢者集団としての宗教

(1) 高齢宗教者の存在意義

職業者として「生涯現役」を目指す人もいるだろう。落語界では、高座で噺を終えた後、楽屋で倒れ、やがて息を引き取ったという四代目柳家小さんのエピソードも一つの理想として語られる。だが、それが楽屋ではなく高座で起こったら、観客を巻き込んでの大騒ぎになっただろう。高齢宗教者が自らの後継者を養成せぬまま、講壇の前などで「ポックリ」逝去されたならば、後に残った信者たちに迷惑この上ないのは言うまでもない⁽¹⁵⁾。

だが、現在、高齢であっても、できるだけ長く宗教者を続けられる傾向にあるのも確かである。例えば、ローマ・カトリック教会には70歳の「定年」もあるが、その年齢を超えてなお、神父を続けるケースはしばしば見られる。プロテスタント各派でも、そ

れぞれ「定年」を規定しているが、「年金受給」牧師として、各教会を率いる例もある。仏教界の場合、高齢宗教者が住職としているものの、実務は主に一世代下の副住職が担っているケースや、逆に高齢の住職が実務を、一世代下の副住職は兼職し、それぞれ役割を分担しているケースもよく見られる。

多くの寺院・教会・神社等では、学卒後、若くして宗教者として活躍している人も多い。また、これらは個々に状況が異なる。宗教者として専業可能な場合も、兼職が不可欠な場合も、宗教・宗派等関係なく見られる。

「人生の黄昏^{たそがれ}に信仰を取り戻す方もいらっしゃる」(キリスト教の高齢牧師の発言)という表現に見られるように、老年期を迎えた人々が参照する存在としても高齢宗教者は存在意義があるだろう。

一般に、老年期を過ごす人には、健康、経済、雇用・就業、学習・社会参加、住宅・生活環境等の問題がある。高齢宗教者にとって最も大きな問題は健康だろうが、筆者が今まで出会った人びとは、それぞれ持病を抱えつつも、体調管理をできる限り万全にして、行動している様子がかがえた。ただし、70歳代後半以上の方々ともなると、「去年、免許証を返しました」など、それまで利用していたツールが使えなくなり、年齢に応じた様々な対応も必要となる。また、筆者の調査の限りでは、高齢宗教者たちは、高齢者中心の宗教集団において、従来からそこにいた人も、(後述する)第二の人生として新たに着任された人も、檀家・信者等から、おおむね好意的に受け入れられていた。

キリスト教における高齢宗教者のメリットとして、経済的理由(専任の牧師をすぐには迎えられない教会や伝道所の必要)、教会の運営(牧師と信者との人間関係悪化)への対応などがある。後者については、「教会が教会らしくなる」「傷を癒す」などと表現されている。したがって、ある教会の主任担当ではなく、協力教師などの形で若い牧師をフォローする形もあれば、一度引退したはずが、主任教師として教会内部を立て直す働きとして、あるいは「年金受給」牧師として謝儀が多く支払えない小さな教会の維持のために、健康状態が悪くない高齢牧師たちが、「現役」あるいは「半現役」として、様々な期待に応じて活動している⁽⁴⁾⁽¹³⁾。

(2) 第二の人生としての宗教者

科研報告書には、老年期宗教者へのインタビューも収録している⁽⁴⁾。本稿は、そのうち他職に従事した後、「第二の人生」として宗教者になった3名の概略を示そう。

① A氏(キリスト教)。伝道師としてある教会に赴任したA氏は、北海道生まれである。大学時代は東京で過ごし、転勤を繰り返すサラリーマン生活の中で、同僚を通じて聖書に出会い、キリスト教信仰を持つに至る。もともと妻はクリスチャンで、2人の娘は洗礼を受け、現在では4人の孫に恵まれている。彼は洗礼を受け、職場近くの神学校に通う。現役牧師の講義に影響を受け、卒業したとき牧師になると決意し、神学大学3年次

へ編入。大学院の修士課程を終え、同年より単身赴任した。過疎化が進み、日曜礼拝 10 名弱の中、伝統あるこの教会の、次世代の教会作りの基礎固めを教会員と話し合う。教会は市内住宅街に位置し、近隣に学校等もあることから、彼は新たな伝道を考えている。まだ牧師資格は得られず、伝道師としての着任であり、月に一度の聖餐式には、隠退牧師などに来てもらっていた。

② B氏（キリスト教）。東京で生まれ育ち、若くしてキリスト教と出会い、教会へ通った経験もあったB氏は、社会人となり教会から遠のき、久しく、仕事・家庭の生活に追われ、日々を過ごしていた。保険外交員を経て会社の経理として勤務を続ける中で、三浦綾子の小説を再読、原罪について考え、深い感動を得た彼女は三浦に手紙を出し、三浦が紹介してくれた教会へ通い始めた。牧師の説教を聞き、聖書を読み進め、やがて洗礼を受ける。その約 1 年後、通勤途中で事件に巻き込まれる。その中で、両目から涙が止まらなくなり、新約聖書の聖句を生きたまことばとして実感した彼女は牧師を志した。未信者の夫は賛成ではなかったが、彼女は定年退職後、聖書学校に通い、4 年かけて牧師の資格を得た。66 歳になる彼女の許へ過疎地の教会から招聘され、週に 3 日間家を離れる地方伝道を 4 年間続けた。夫の介護のため辞し、看病の後、夫が逝去、その後、三重県の教会から招聘された。歴史ある教会だったが過疎地で若年人口減少が進み、教会員も高齢者が中心だった。教会コンサートなど存在を少しでも周知しようとした彼女自身は、70 歳を超え年金受給しており、自らの後任を考えたときに、現状に合わせ周囲の支援も視野に入れた提案をした。経済的負担減で若い牧師が赴任し、若者層の掘り起こしを期待したいという。

③ C氏（仏教）。ある過疎地の寺院の住職C氏は、同寺院の次男として育ち、大阪に進学し、卒業してコンピュータ関連企業へ入社した。その後、独立し会社を経営した。父が亡くなった後も寺院を守ってきた母が 10 数年前に 80 歳になり（自らは 55 歳）、その寺院へ住職として戻ることを決意。会社は後輩に譲り、住職に転身した。3 歳上の兄は宗門系大学を卒業し、近隣市の寺院の住職になり、父が亡くなった後は、この寺院を兼務していた。檀家との日常のツキアイは母がずっとしてきた。彼自身は、12 歳で得度し、幼い頃から朝の勤行を兄とともに聞いていた。お逮夜参りも先代住職の父と一緒にしていた。8 月の棚経は、会社員時代も独立してからもずっと続けていた。教師養成道場で修行を続け、僧侶資格を得た。そして、戻ってきて住職として寺務に励んでいる。その一方で NPO 法人を立ち上げ、近隣の自然を守る活動も行っている。同寺院の年中行事には、70 歳代以上の女性（90 歳代も何人も）が出席している。説教師による法話、参加檀家の大部分が参加する御詠歌、住職による法要、檀家それぞれの近親者などの先祖の名前が刻まれた「百万遍数珠繰り念仏」などを行っている。檀家たちによれば、現住職の母が御詠歌グループのリーダーとして練習を毎月続けてきたという。彼とともに

寺院にきた妻は、住職夫人として檀家たちに大変丁寧な対応をしていた。

このようにUターン住職のようなケースは、三重県の調査だけでも数人いた。寺院出身者で自らも僧侶資格を持っている人が、東京や大阪等で会社員等として働き、定年前後で戻ってくるというパターンである。檀家の立場で考えれば、寺院や地域住民のことをよく知っている人に後継者になってもらいたいという思いもあろう。C氏のように、NPO 法人を立ち上げるなど、地域活性化に結びつく活動が、歓迎される場合もあるだろう。

A氏やB氏のように他職種でほぼ定年を迎えるまで働き、その後、言わば「第二の人生」として高齢宗教者を志す人も少なくない。今年の読売新聞でも、一人紹介されている⁽¹⁶⁾。「××さんは会社員を辞め、神学校を経て牧師になった」、「〇〇さんは公務員として務めた後、神職の資格を得た」等の例は、今回の科研調査において、思いの外多かった。仏教寺院外出身で寺院出身の妻と結婚し、壮年期時代に得度し、前住職から寺院を引き継ぎ、教員退職後、住職としての活動を展開しているという人もいる。

筆者の見聞した範囲でも、宗教界以外の世界を知る社会経験豊富な高齢宗教者たちが、外部的視点を導入して様々な改善を志していた。そのような彼らは、外部との多様なネットワークを活かして内部を活性化させ、また、高い事務処理能力を発揮し法人責任者として信者・檀家等からの期待に応えている様子であった。

(3) 信者たちのUターン

過疎地域から大都市へ進学就職を機に移動した若年層が、その後、戻ってくるかどうかは不透明である。増田レポートでは、若者に魅力のある地域拠点都市を中核とした新たな集積構造を構築することが目標に掲げられていたが、今後、大都市圏へ移り住んだ若い世代の人びとが、故郷たる過疎地域へ戻ってくるような政策が展開されるだろうか。

現時点の人口移動としては、筆者の調査において、団塊世代の一部で故郷の過疎地域へ戻る人がいた。筆者は、彼らが宗教集団にどのようにかかわるか、あるいは、かかわらないのかに注目している。昭和一ケタ世代及びその次世代の動向が、今後の過疎地域及びその地域にある宗教集団の今後の趨勢を決めるかもしれない。

筆者が昭和一ケタ世代に着目するのは、葬送儀礼や墓地に関する著作の多い森謙二の指摘に示唆を得たからである。森は、昭和一ケタ世代を、「過去の家的伝統を引き継ぎながらも、他方では経済合理的な意識ももち続け」、戦後の近代化の中で、生活の合理化を推進した世代だと見なす⁽¹⁷⁾。そして、生活合理化運動としての葬式の簡素化運動、高度経済成長の中に葬式無用論が出回った時代を過ごしたこの世代について、「個人化の進展とともに伝統的な葬儀や商業化された葬儀に矛盾を感じ」、葬送領域における自己決定を主張し始めた世代であり、彼らは「子供たちに迷惑をかけたくない」から「突然死」を望むとも述べている。つまり、昭和一ケタ世代とは、実は、それ以前の世代と比較する

と、「宗教離れ」世代と見なせるかもしれない。更に、戦後に生まれ、高度経済成長期を生き、その後の日本社会の多くを変えていった団塊世代は、完全に「宗教離れ」した世代とも見なせそうである。

その団塊世代の中で、退職して近畿の都市部に住み、独居の母のため週1回ほど農作業手伝いに戻るケースもあった。だが、自らの生活基盤が完全に現居住地にある彼は、故郷の地域共同体へ新たに入ることは拒んでいる。逆に、同年代の退職者で、故郷へ戻り、自らが食べるくらいの農作業に携わり、地元のツキアイをしているケースもある。これを見るだけでも、一概な傾向は断じられない。

宗教法人の責任役員選出において、檀家代表者1名、寺族1名、住職1名というケースもあろう。檀家代表者は役員選挙などの方法で選出されるだろう。筆者がうかがった近年の傾向に、長期間続けた責任役員の後継者が見つからず、選任に苦労した事例がある。寺院等の役員で「なり手がいない」という住職の嘆きは、決して一つ二つの寺院の話ではない。寺院と檀家との関係性に見られるこのような問題は、役員組織の中でも見られるのである。

おわりに——〈過疎と老いと宗教〉

科研報告書で示した知見を、本稿に合わせて簡単にまとめ直してみると次の通りである。

- ① 過疎地域における宗教集団は一定の機能を有し、それぞれ、地域のネットワークとなる可能性がある。
- ② 老年期の高齢宗教者・家族の存在は、地域住民により影響を与えている。
- ③ 地域外と接点を持つ高齢宗教者は、外と内の結節点かつ内側ネットワークの中心点になっている。

つまり、筆者は、宗教集団が地域社会で一定の機能を有し、高齢宗教者の存在意義は大きいと、今回の調査を通して考えるに至った。そして、〈過疎と宗教〉〈老いと宗教〉の今後について、筆者は次のようなことを考えている。

宗教施設におけるバリアフリー化など、高齢者への様々な対応は、多くのところで既に完了しているかもしれない。「老いてこそ成長する」とも考えられ、国民皆保険・皆年金制度が整えられた50年前よりはるかに長い老年期に対し、大きな可能性があるとする筆者は考えている(老年人口を65歳以上とする考え方を変更するのも一つの方法だろう)。そして高齢者増加や人口減少への対応は、特定の寺院・教会等、あるいは特定の高齢宗教者・檀家・信者等任せにするのではなく、もっと広く議論していくべきなのだと思う。宗教集団だけに限るならば、宗派・教派などの大きな単位で死への対応や高齢者伝道等を再考し、それぞれに力を注ぐことがまず大事なことだろう。

地域社会における多方面との関係拡大や、寺院が持つ可能性(文化力・ネットワーク・遂行力・拠点力等)を地域に広げていくことが重要であるとの報告もある⁽¹⁸⁾。教団や教

派を超え、地域教会協力体制の構築を目指していく「ニーズ指向型器官連結教会」⁽¹⁹⁾という提案もある。それぞれに賛成する。三重県内では、自らの寺院の檀家であるかどうかに関わらず、住職たちが地域全体で棚経などを行っているケースも見られた。これは、地域のつながりを優先したものと考えられよう。

若い宗教者たち（三重県曹洞宗青年会＝三曹青、<http://sansousei.com/>）が様々な試み（一泊二日の坐禅会、和太鼓を通じた地域交流を行う鼓司等）をしているが、それを先輩たる高齢宗教者がバックアップしている。宗教者同士の世代間コミュニケーション、檀家や信者同士の世代間コミュニケーション、更には宗教者と檀家・信者等の世代間コミュニケーションも重要だろう⁽²⁰⁾。

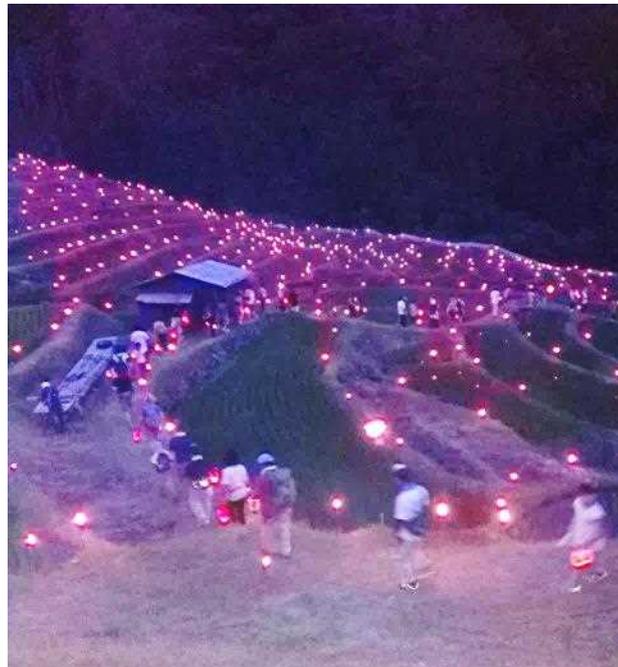
熊野市紀和町は、三重県でもっとも高齢化率の高い地域の一つであるが、地域おこし活動を活発に続けている。同町にあり、日本の風景百選・日本の棚田百選に選ばれた「丸山千枚田」では、地区住民全員による丸山千枚田保存会が結成され、その復元と保全活動が始まった。そして、10年ほど前からは大きな農耕行事として「虫送り」などを復活・実施し、すっかり定着している（写真4）。県外からの観光客も集まり、地元小学生も行事で役割が与えられている。宗教行事においては、同地域内の寺院も関係している。

社会保障、環境、医療、福祉など多様な分野で多くの著作を発表している広井良典は、その近著で、現代日本の「人口減少社会」の課題として、「分配」「人と人との関係性」「精神的なよりどころ」の3点を挙げている⁽²¹⁾。明治維新以来の日本社会のありようが、成熟あるいは定常化の時代を迎えたと見なし、「経済成長への強迫観念」から解放されること、そして今後、「国家保障から地域保障へ」展開すると論ずる。彼は従来から述べていたが、子供と高齢者の数を合算し、今後、地域社会に関わる人びとが増えるとの視点を示し、それを元に、現在の市場経済から将来のコミュニティ経済への移行を提示している。

これをもっと進めた議論を展開しているのが、藻谷浩介の近著「里山資本主義」であろう⁽²²⁾。

彼は同書で広島などの地域の成功事例を幾つも紹介し、20世紀型の資本主義ではなく、

写真4 熊野市紀和町「虫送り」
(2013年7月6日午後7時30分)



21 世紀型の考え方で、地域社会中心の経済を提言している。

広井は「鎮守の森」という形で神社を射程に入れた議論をしている。藻谷の場合は、宗教に関する議論はないものの、地域コミュニティこそが重要という視点である。

繰り返すが、筆者は、寺院・教会・神社等は、いまもって地域社会に欠かせない存在だと考えている。先の論者の「処方箋」は、宗教集団にも援用可能ではないだろうかと思われる。すなわち、個々の地域社会が持つ課題に宗教集団自身が向き合うこと、例えば寺院・教会等の宗教集団が老人福祉・社会福祉に対応し、それが結果的に、信仰を持っていない人びとと接点を持つことになり、その存在意義を高めることもあるだろう。そしてそれは、決して特別なことではなく、既に、筆者が見てきた地域で幾つもの好例がある⁽⁴⁾。他地域にも多数の事例はある。そしてこれは、増田レポートが示した、若者に魅力ある地域拠点都市を中核とした新たな集積構造を目指す方向性にも適^{かな}っているのではないだろうか。

〈過疎と宗教〉〈老いと宗教〉という 2 つの観点から宗教集団の現況を見てきた。人口減少と高齢者割合の大きさは今後も続く。過疎地域に位置する宗教集団ばかりではなく、全国の宗教集団に一樣に大きな課題として現前している。本稿で述べてきた問題は、手をこまねいたままでも時間が経てば何とかなるものではない。だからといって緊急避難的な対応で一時の危機状況を逃れようとすべきではないだろう。中長期的にどうとらえるかを見据え、(初めての経験として)適切な対応を探りながら進んでいくことになるのだろう。

「多文化共生社会」という言葉は、いまや広く当たり前のように用いられている。地域社会において、様々な宗教集団は多文化の要素を持つ存在である。そして、若年層から高齢層まで年代の差異も多文化の要素と言っていいかもしれない。歴史あるそれぞれの宗教集団を消滅させるのではなく、何らかの形で継続していくことを目指すのであれば、他の様々な成功例等を見ながら、それぞれに適合した対応を目指すことになるのだろう。そしてそれは、理想論にすぎないかもしれないが、地域社会における複数の集団(や外部の協力)で、世代間コミュニケーションの観点を持ちつつ実施することも必要ではないだろうか。

謝辞

本稿で扱った資料には、独立行政法人日本学術振興会(JSPS)科学研究費補助金(研究課題番号 23520092, 24520062)の助成を受けた研究、及び東洋大学東洋学研究所プロジェクトの研究に依拠するものがある。ここに記して感謝する。

付記

本稿は、平成 26 年度都道府県宗教法人事務担当者研修会(認証事務・不活動宗教法人対策)での講演「高齢宗教者が活躍する人口減少社会」の内容を加筆修正したものである。同研修会は、平成 26 年 6 月 12 日に中部・近畿地区(神戸国際会館)、8 月 5 日に中国・四国地区(徳島観光ホテル)で開催された。

注記

- (1) 日本創成会議・人口減少問題検討分科会「ストップ少子化・地方元気戦略（平成 26 年 5 月 8 日）」、<http://www.policycouncil.jp/pdf/prop03/prop03.pdf>、2014 年 8 月 22 日アクセス。
- (2) 増田寛也編『地方消滅—東京—極集中が招く人口急減—』（中公新書、2014 年）。
- (3) 総務省自治行政局過疎対策室「平成 24 年度版『過疎対策の現況』について（概要版）（平成 26 年 1 月）」、http://www.soumu.go.jp/main_content/000276127.pdf、2014 年 8 月 22 日アクセス。
- (4) 川又俊則編『過疎地域の宗教ネットワークと老年期高齢宗教者に関する宗教社会学的研究』（平成 23—25 年度科学研究費補助金（基盤研究 C）研究成果報告書、研究課題番号 23520092、鈴鹿短期大学生活コミュニケーション学専攻川又研究室、2014 年）。
- (5) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」、<http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson13/1kouhyo/yoshi.pdf>、2014 年 5 月 24 日アクセス。
- (6) 藻谷浩介『デフレの正体—経済は「人口の波」で動く—』（角川 one テーマ 21、2010 年）。
- (7) 櫻井義秀「人口減少社会における心のあり方と宗教の役割」（『宗務時報』第 115 号、文化庁文化政策課、2013 年）、1—18 ページ。
- (8) 渡辺雅子「新宗教における過疎・高齢化の実態とその対応」（『宗務時報』第 117 号、文化庁文化政策課、2014 年）、1—26 ページ。
- (9) 冬月律「過疎地域と神社をめぐる実態調査研究史」（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第 7 号、國學院大學研究開発推進センター、2013 年）、159—197 ページ。
- (10) 徳野貞雄・柏尾珠紀『T型集落点検とライフヒストリーでみえる家族・集落・女性の底力—限界集落論を超えて—』（農山漁村文化協会、2014 年）。
- (11) 川又俊則「葬儀と年中行事の「継続」—三重県の過疎地域における事例を中心に—」（『宗教学論集』第 32 輯、駒沢宗教学研究会、2013 年）、139—159 ページ。
- (12) 川又俊則「葬送儀礼の簡略化と簡素化—三重県の事例を中心に—」（『日本における葬送儀礼—異界と現世をめぐる文学・芸能・思想・社会・比較文化の研究—』東洋大学東洋学研究所プロジェクト 2010—2012 年度研究報告書、研究代表者中里巧、2013 年）、43—54 ページ。
- (13) 川又俊則「老年期の後継者—昭和—ケタ世代から団塊世代へ移りゆく高齢宗教者と信者たち—（特集 老いに向きあう宗教）」（国際宗教研究所編『現代宗教 2014』国際宗教研究所、2014 年）、115—138 ページ。
- (14) アイリーン・バーカー著、高橋原訳「新宗教における高齢化の問題」（前掲書、『現代宗教 2014』）、158—197 ページ。
- (15) 川又俊則「現役と引退のあいだ（特集 引退—そのとき、牧師と教会は—）」（『季刊誌 Ministry』第 22 号、キリスト新聞社、2014 年）、16—17 ページ。
- (16) 「NEXT らいふ 52 歳の決断 商社マンからの転身 人生に寄り添う役割」（『読売新聞』2014 年 7 月 30 日）、16 面。
- (17) 森謙二「葬送の個人化のゆくえ—日本型家族の解体と葬送—」（『家族社会学研究』第 22 巻第 1 号、日本家族社会学会、2010 年）、30—42 ページ。
- (18) 浄土真宗本願寺派総合研究所編『ひろがるお寺 寺院の活性化に向けて—寺院活動事例集—』（宗門長期振興計画推進対策室、2013 年）。
- (19) 柴田初男『データブック 宣教の革新を求めて—データから見る日本の教会の現状と課題—』（東京基督教大学国際宣教センター、2012 年）。
- (20) 川又俊則「世代間コミュニケーションとしての「祈る場所」—婦人献身者ホーム「にじのいえ」の軌跡—」（川又俊則・久保さつき編『生活コミュニケーション学とは何か』あるむ、2011 年）、67—85 ページ。

- (21) 広井良典『人口減少社会という希望—コミュニティ経済の生成と地球倫理—』（朝日新聞出版，2013年）。
- (22) 藻谷浩介・NHK広島取材班『里山資本主義—日本経済は「安心の原理」で動く—』（角川 one テーマ 21，2013年）。

琉球政府における宗務行政と宗教法人法の制定 —— 大城藤六氏に聞く ——

文化庁文化部宗務課

第二次世界大戦の末期、沖縄県は日本本土から行政権と司法権が分離され、米軍の施政下に置かれた。住民の自治組織として、沖縄諮詢会、沖縄民政府、沖縄群島政府、各群島政府等を経て、昭和 27 年に琉球政府が設置された。琉球政府は、立法、司法、行政の 3 機関を備え、昭和 47 年の本土復帰まで存在した。米軍側の琉球列島米国民政府が発する布告、布令、指令の範囲において、琉球政府は自治を行った。

戦後の沖縄では、「米国軍占領下ノ南西諸島及其近海居住民ニ告グ」(1945 年米国海軍軍政府布告第 1 号、通称ニミツツ布告、廃止 1966 年)、刑法並びに訴訟手続法典(1955 年米国民政府布令第 144 号)に基づき、戦前に施行されていた法令は、復帰まで持続していた。

ただし琉球政府では、必要に応じて法令の改廃を行い、「立法」と呼ばれる法形式の規則を制定した。例えば文教行政においては、本土の法律を参考に、教育基本法(1958 年立法第 1 号)や文化財保護法(1954 年立法第 7 号)等を制定した。

宗務行政に関しては、沖縄統治の基本法規である琉球政府章典(1952 年米国民政府布令第 68 号)の第 6 条に信教の自由と政教分離が示されていたが(参考資料①を参照)、本土では既に廃止されていた宗教団体法(昭和 14 年法律第 77 号)と関連法規が、沖縄では効力を有していた。つまり、戦前に公布されて宗教団体に対する監督規定が多い宗教団体法は、琉球政府章典の条項との間に矛盾があった。そのため、琉球政府では、宗教団体法に基づく事務処理の対応に苦慮した⁽¹⁾。

昭和 44 年に、琉球政府の行政府の長である行政主席は、立法府である立法院の議長に、本土の宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)とほぼ同じ内容の宗教法人法の立法を勧告した。しかし法案は審議未了に終わり、制定には至らなかった。

今回、琉球政府で宗務行政に携わった関係者に、当時の状況を回顧していただいた。インタビューを行ったのは、大城藤六氏(公益財団法人沖縄県平和祈念財団理事)である。

大城氏は、昭和 42 年から昭和 47 年まで、琉球政府文教局指導部社会教育課に勤務して、沖縄の宗教団体法に基づく宗教団体の事務処理を担当した。また沖縄の宗教法人法の立法作業に関わり、立法院に法案が提出された際には、政府側の参考人として出席し、立法院議員からの質疑応答に対応した経験を持つ。聞き手は、大澤広嗣(本課専門職)である。

大城藤六 公益財団法人沖縄県平和祈念財団理事

日 時 平成 26 年 7 月 18 日（金） 9 時 00 分—12 時 00 分

場 所 沖縄県平和祈念資料館（沖縄県糸満市摩文仁 614 番地 1）

1 琉球政府に入庁するまで

—— 大城藤六先生は、長年にわたり沖縄における教育の発展に貢献されてきました。米軍施政下の終戦直後から教員となられ、昭和 47 年の本土復帰を経て現在に至るまで、学校教育と社会教育の現場に関わってこられました。

その間、復帰前には、琉球政府文教局指導部社会教育課に勤務されています。社会教育課では、宗教団体に関する事務を所掌していました。本日は、琉球政府における宗務行政の思い出について、お伺いしたいと考えています。どうぞよろしくお願いします。

まずは大城先生が、琉球政府に入るまでの経歴をお尋ねします。昭和 20 年に官立の沖縄師範学校の予科に入学され、14 歳で沖縄戦を経験されています。

【大 城】 師範学校に入っただけで、もう戦争になりましたから入学式は行けませんでした。学校は出てないけれども、昭和 21 年に糸満高等学校ができて、形だけ編入となりました。高校が終わって、昭和 24 年には、具志川村（現在のうるま市）にあった教員養成の沖縄文教学校に入学して、1 年間行き、教員免許をもらいました。昭和 25 年に琉球大学ができると沖縄文教学校は吸収され、周りの人たちは琉大に編入したようです。

昭和 25 年から三和中等学校（現在の糸満市立三和中学校）に勤務して、途中から三和中学校になりました。小学校の教員免許を持っていたから、入ったときは代用教員でした。免許証の切替えのため、琉大の夜間講座や長期休暇での講習を受けるのですが、単位を取るのが大変でした。免許を早く取るためには通信教育がいいので、日本大学法学部に入り、中学校の教員免許を取りました。後に琉球政府で宗教団体の事務を担当しますが、一応は通信教育で法律のことを勉強していたのです。

三和中学校の後は、昭和 34 年から糸満中学校に移り、昭和 40 年からは豊見城中学校の教諭となりました。豊見城中学校には 2 か年いたのですが、そのときの校長や教頭が、「この学校からも琉球政府に入った方がいい」と言われて、せかされて行きました。

2 琉球政府文教局指導部社会教育課

—— 琉球政府に入ったのは、いつですか。

【大 城】 昭和 42 年の 3 月 31 日です。琉球政府文教局の社会教育課に入り、昭和 47 年の復帰後は沖縄県教育庁社会教育課に改組となり、昭和 49 年までの 7 年間おりました。

—— 入庁当時の文教局長は、昭和 40 年に着任した赤嶺義信さんで、昭和 43 年から小嶺憲達さん、昭和 44 年から復帰までは中山興真さんだったようですが。

【大 城】 赤嶺さんは、琉大の憲法・行政法の先生でした。中山さんは、戦前の沖縄県女子師範学校にあった附属小学校の先生でした。文教局は、戦前の師範学校を出た先生方が

多かったです。入庁した頃の社会教育課長の比嘉松吉さんは、私が糸満中学校に勤めていたときの教頭でした。

—— 琉球政府の法令集に掲載された、琉球政府行政組織法（1961年立法第100号）と教育委員会法（1958年立法第2号）を見ますと、宗務行政に関する条項はありません（参考資料②③を参照）。文教局組織規則（1965年中央教育委員会規則第16号）では、社会教育課の所掌事務として、「学術及び文化（学校教育関係のものを除く。）並びに宗教に関すること。」とあります（参考資料④を参照）。

【大 城】 社会教育課を担当していると、ここに関わる法規は余りなかったですね。管理部の義務教育課では、いつも法令集とにらめっこで仕事をしていると思うのですが、私たちの課の所掌は、PTAとか公民館、図書館、博物館、青少年団体の育成などです。私は、最初の5年間はPTAと宗教団体の事務、私立学校の許認可を担当していました。

—— 社会教育課は、社会教育が中心なので、宗教団体を担当していたとは、大変なお仕事だったと思います。そもそも琉球政府の文教局は、行政府の各局が並列に扱われていましたが、行政主席のもとに置かれた中央教育委員会（定員11人）の事務局として位置づけられていました。

【大 城】 本土の都道府県庁の多くは、総務部で宗教法人事務を担当していましたが、沖縄だけは教育委員会で担当していました。それで早く移すようにと言っていました。

—— 沖縄県公文書館に保管される、昭和43年に作成された文書「宗教行政の所管に関する疑義について（伺）」を見ますと、大城先生が文書の起案をしています⁽²⁾。文教局長から法務局長宛ての文書で、琉球政府行政組織法において文教局の所掌事務の中で宗教に関する規定がなく、仮に文教局の所掌事務であるとしても、沖縄の中央教育委員会に決裁を通す必要がないのでしょうか、と疑義を照会しています。

結局、宗教団体に関する事務は、他の局課に移らず、復帰まで文教局の社会教育課が所掌していました⁽³⁾。

【大 城】 他に受け入れるところがなかったのです。文教局内にもないのですよ。課内では、仕事は均等に配分されるのですが、更に宗教団体に関する事務がついているような感じで、いつも振り回されていました。宗教団体関係の来客が多かったです。

—— 大城先生が入庁前の社会教育課には、嶺井百合子さんが、宗教団体の事務を担当していたようですが⁽⁴⁾。嶺井さんは、ノロ（沖縄の伝統的な村落祭祀の女性宗教者）からクリスチャンになった祖母の影響で、キリスト教に入信して、牧師さんと結婚しますが、御主人を沖縄戦で亡くされています。

【大 城】 嶺井さんは、婦人団体の指導をして、「新生活運動」に関わっていました。人々の冠婚葬祭を簡素化する新生活運動では、旧正月から新正月を勧めたり、葬式と結婚式は「余り派手にするな」とか、香典と祝儀の金額を細かく決めたりして、離島まで指導に行っていました。また「迷信打破」ということをよく言っていました。『迷信打破の話』（新生活運動推進協議会、昭和35年）などの冊子を作って、各地域に配布していました。

—— 大城先生は、新生活運動には関わっていないのですか。

【大 城】 応援はしたのですが、実際には嶺井さんだけでした。私は、社会教育課から異動して地元に戻ってからは、新生活運動として、地域での食事の問題や祖先祭祀の信仰等で、「現実社会にそぐわないのは改めた方がいいのではないか」とか、婦人たちを指導しました。

—— 前任者である嶺井さんが担当した宗教団体の事務については、何かお話を聞いていますか（参考資料⑤を参照）。

【大 城】 あるときに、ユタ（託宣、占い、病気治療などを行う民間の巫者）が、「是非、宗教団体を作りたい」と言ってきました。「この石は男の神と女の神で、二つの神様を拝む」とか何とか言っていました。「文書で書いてきなさい」と言っても、出してくれませんでした。嶺井さんは、説得して帰したのだが、何回も来たということがありました。

3 沖縄の宗教団体法による事務処理

—— この頃の沖縄では、戦前の宗教団体法を適用して、宗務行政を行っていたようですが。宗教団体法では、非法人でも宗教団体は設立の認可を受けることが原則でしたが、沖縄では未認可の宗教団体があったそうです。また認可を受けた団体でも、所定の報告や届出、変更認可の申請等を提出していなかったところもあったようです。宗教団体法では、神社は対象外だったので、沖縄の神社がそのままでは法人となることができないため、奉賛会などが社団法人になっていたようです。

【大 城】 部長や課長など上司から、「宗教団体法をそのまま今の世の中と合うように使いなさい」と言われました。でも、本当に大変な仕事ですよ。「担当者は、1年交代にしてください」ということを何度も言ったのです。けれども、私のときにはどうにもしてもらえず、4、5年ぐらいいは持ちこたえました。私の後任者は、みんな1年ぐらいいで交代したと思います。

宗教団体法を文字通りに運用すると、反発があったのです。宗教団体からは、「この時代に、こんなのをあなたはどう説明をするのか。信教の自由というのは知っているか」とか、弁護士や司法書士などを連れてきて、言われました。

上司に聞いても、「そうしなさい。信教の自由を守れないようなものは、書類に印鑑を押してはいかん」と言うのです。また「宗教団体を育てる仕事は、あなたの仕事と思いなさい。宗教団体法のように縛って認可をするのではなくて、ためになるような仕事をして団体を育成しなさい」と言っていました。こういう指導は、法律の中身と合いませんよね。

キリスト教の方々からは、「早く宗教法人法にした方がいい」などと、教えてもらいました。先生方自体も、信者の方々も、「本当に神を信じておられる方だな」という、尊敬されるような人ばかりでしたね。

—— 戦後の信教の自由と政教分離という時代に合わせて、琉球政府では、宗教団体法を弾力的に運用していったという印象がありますが。

【大 城】 その弾力的というのは、はっきりとした線を引けないですね。宗教団体の事務は、本当は手に負えないものばかりでした。上司は、「この課で受け持っているからやってくれ」という調子でしたね。宗教団体の原文のままでは、いまの時代には通らんということを知ると、「それを現代風に解釈して、罰されないような方法で、何も起こらないようにやってくれ」という言い分です。これは難しいです。

それで、上司に、「宗教法人法というのができていて、こういうようになっています」と言って、本土の宗教団体関係者からの文書を見せました。実際、「宗教団体に求められている寺院規則や教会規則などの定款は作れません」と私は言ったのです。規則の表現が、宗教団体から受け入れられない表現になってしまいます。

——— 例えば、これは、あるキリスト教系の宗教団体が、宗教団体にに基づき、文教局に提出した教団統理者の就任認可に関する申請書類の写しです。沖縄県公文書館に保管されていますが、起案者として、大城先生の押印があり、行政主席以下の局長や部長など幹部による決裁の判子があります。

【大 城】 これらの団体は、本土に事務所がありますが、こんな書類を出すのは嫌だったはずですよ。だから「今、こんなうるさいことをやって、誰も何とも言いませんか」と言われました。

宗教法人法であれば、問題はなかったのですが、私たちには、監督規定が厳しい宗教団体に則しながらも、厳しくやるなど言うのです。これには上から指導がありまして、「この条文通りにやったら、訴えられる場合もあるかもしれない。やめておけ」ということでした。

——— 宗教団体と税制について、何か思い出はありますか⁽⁵⁾。

【大 城】 難しかったのは、財産問題です。土地の場合は免税とか、これにこだわるからやりにくかったのですよ。判子を押さないと、宗教団体から「前の人は押した。本土では既に免税になっている」とか言われました。私は、「簡単に押したら税務署にもやられるし、できませんよ」と言いました。

ある宗教団体では、長屋みたいな建物を使わせて、そこに集まってくる信徒さんのための施設ということをやっていたところがありました。

琉球政府主税局に、税制室というのがありました。ここには私の同期生とか、教え子が勤めていました。税制室から、「宗教団体だけ免税していたら困るではないか。ちゃんと法に従ってやってくれ」と言われました。「その法を教えてください」と、私は言いました。

これは私が調べたのではなくて、税制室が調べたのですが、向こうは「建物を持って、金もうけしているのにどうして印鑑を押すのか」と。私は、「いや、それは知らなかった。前任者も押しているようだ」と言いました。

税制室が、「あなたが調査してこい」と言うので、宗教団体へ調査に行ったら、叱られました。宗教団体から、「前任者がいいと言うのを、君はどうしていけないと言うのか」と。私は、「税制とこれとは違いますから」と言ったら、先方は「本土ではこれはみんな許

されている。信者さんが使う施設だ」とか、「古い法律を扱うあなたは相手にしない」と言
って怒っていました。その後も、「設備を入れるから免税にしてくれ」と言われて、私も 1、
2 回はためらうと、先方は「あなたのところには、もう来ない」と言ってきました。
—— その後は、どうになりましたか。

【大 城】 しばらくして、その団体で幼稚園を作ったということで、「オルガンが欲しい。
これを免税で買いたい」と言ってきました。私は、「あなたはこの前、何とおっしゃいまし
たか」と。「『あなたの扱っている宗教団体法は、我々を守ってくれないから聞かない、頼
まない』と言ったのに、今度は頼むのですか」と笑ったりしたのですが。まあ、やってい
る方も向こうも訳が分からなかったのです。

先ほどの嶺井さんは、「もうみんな税金のことしか来ないはずだから注意してね」と言っ
ていました。税金には苦勞しました。宗教団体の人たちは、「本土の方はみんな免税にして
いる」と言って、全然聞かないです。本土の宗教団体の事務局からいらした方は、しっか
りしていました。沖縄のある宗教団体の人たちは、財産を担保に金を借りたりして、場所
を移して大きい施設を作ったりしていました。銀行とのトラブルがあると、私らも呼び出
されたことがありました。

当時の沖縄の人は、食べるのに精一杯だったから、自分たちの生活のためだったのでし
ょう。

4 制定されなかった沖縄の宗教法人法

—— 琉球政府では、大城先生が社会教育課に着任する前から、宗教法人法を制定する
動きがあったようですが。

【大 城】 着任してしばらくしてから、「早く宗教法人法を作れ」ということを言われま
した。私は意味が分からないし、宗教法人法に関する資料は、手元になかったです。

沖縄で宗教法人法を作れということで、この法律の条項にある都道府県知事と文部大臣
のところを「そのまま、琉球政府の行政主席に書き換えたらいいいのではないかと上司た
ちは言っていたのですが、そうもいかず、他の関係法令とも関わりがあって、本課では積
極的に進めることは難しかったと思います。

「沖縄では、宗教法人法はできないか。宗教法人法を適用する方法は考えられないか」
とは、これは何回も言われました。沖縄の宗教団体と関係がある本土の人は、早期に立法
することをみんな期待していました。

—— 琉球政府では、ようやく昭和 44 年になって、宗教法人法の立法手続が始まり、
この時に、琉球政府行政主席の屋良朝苗から立法院議長の星克宛てに、立法が勧告されま
す（参考資料⑥を参照）。

昭和 44 年 3 月 18 日に開かれた立法院文教社会委員会で、会議の案件が「宗教法人法（勧
告）」として審査されます。

この時の出席者は、委員長の垣花恵昌、副委員長の比嘉松栄、委員の中山兼順、山川泰

邦，髙原久男，新垣孝善，仲松庸全，岸本利実でした。

文教局には，法規担当の職員は，いたのでしょうか。

【大 城】 文教局総務課に，2級法制職として法規係長がいました。この方は，琉大2期生で，文部省の援助による国費沖縄学生制度により，東北大学法学部で学んだ人です。沖縄には医学や法学の人材が少ないので，この制度でたくさんの学生が本土に行きました。

この法制職は少し気難しい人で，宗教法人法の立法の際に，私が「立法院の委員会と一緒に行って，説明してくれ」と言ったら，彼は「私が行ったらあなたたちが困る。君は宗教担当だから，私よりも知っておかなくてはならないだろう」とか，「私が出ていくとこの問題は大きくなって，あなた方が困るよ」と言って，文教社会委員会に出ませんでした。そんな調子でいつも逃げ回っていました。本当はこの人が行くべきだと思っていました。

—— 当時の会議録を見ますと，参考人として，文教局指導部長の金城順一さん，文教局指導部社会教育課長の比嘉松吉さん，そして社会教育課の指導主事であった大城先生が召致されています。議員からの質問に，大城先生も説明されていますが。

【大 城】 部長と課長の3人で行った覚えがあります。元々，金城部長は理科の先生，比嘉課長は国漢（国語と漢文）の先生でした。法律と縁のない人たちだから，みんな私に「やれ」というわけです。部長は，簡単に「はい調べています」と言う方なので，こちらは，あちこち駆け回って調べた覚えがあります。とにかく本当に動きました。

—— 社会教育課に勤務していたときに，立法院文教社会委員会に呼ばれたのは，何回かあるのですか。

【大 城】 呼ばれたのは，この宗教法人法のときだけでした。

—— 沖縄県公文書館には，昭和43年から昭和44年にかけて，大城先生が起案した，宗教法人法の立法に関する書類が残されていますが。

【大 城】 （文書の写しを見ながら）そうですね。部長会議と局長会議への付議案件，これは（琉球政府の）行政主席から（琉球列島米国民政府の）高等弁務官に出した書類の案文です。

—— 『第四十回議会（定例）閉会中審査 立法院文教社会委員会議録 第13号』を見ますと，昭和45年1月30日の会議に付した案件の一つとして「宗教法人法（立法調査）」とあります。

会議録によれば，委員長の垣花恵昌さんが，「宗教法人法（立法調査）……につきましては，第四十回議会（定例）において閉会中の継続審査案件として当委員会に付託されましたが，その審査を終わらなかったなのでその経過の概要を添えて報告したいと思います。／経過の概要として，本件については本土における制度及び実情等を参考にすべく委員四人を本土に派遣する等して調査研究をいたしました，……閉会中その審査を行なうに至らず，……諸般の事情により審査を終了するにいたらなかった」と報告しています。この辺りの事情をお聞かせください。

【大 城】 本土というのは，鹿児島県の奄美大島です。近くて，旅費が掛からないという

ことで、現地の宗教法人の視察に行ったのではないですか。その後、議員の高原久男さんは、「もう復帰が近い。これは今、手に負えないでしょう」とはっきりと言っていました。「法制職がついているものの、私のところではこれはできない」と私は言った覚えがあります。

—— 結局は、立法院にて宗教法人法案が提出されたのですが、成立しませんでした。

【大 城】 そうですね。成立しなかったのは、当初から、立法院の議員たちは、自分たちで要求して、制定させようということではなかったからでしょう。ある議員は、「宗教団体というのはどういうのがあるのか。教団もあれば、楽団もあるのか」と冗談を言ったりと、文教社会委員会では、余り宗教法人法を相手にしていなかったのです。

文教社会委員会には、法制職が行けば、説得力があつてよかつたかもしれません。私らにしても、本土復帰も近いし、委員会の結論でよかつたと思います。

5 復帰直前の動きと文化庁との関わり

—— 復帰直前の昭和 46 年 8 月に、文化庁宗務課の職員が、沖縄の宗教団体を視察しています。課長の佐伯信男さん、専門職員の阿部美哉さんでした。

【大 城】 私はそのときの担当で、あちこちの神社や宗教団体を案内して回りました。その中で、ユタの本元みたいところが、「宗教法人になりたい」と言っているのです、どういふところかと見に行きました。

当時は首里にあった琉球大学の近くに、本部みたいのがあつて、ユタが集まっていました。教祖らしきおばあさんがいて、もうかなりの高齢でした。私が、「この方が今、責任者です。この人は、こういう考え方で、こういう団体を作ろうとしています」と言ったら、佐伯さんは、「団体が『できる』、『できない』ではなくて、沖縄の宗教事情はどんな状態か」との理由で、宗教団体法による宗教団体の認可を受けていないところを御覧になりたいということだつたと思います。「少し知恵のある人がおれば、団体にできるよ」とか言っていました。ただ、私も初めて行ったのですが、本当は見せたくなかつたのです。

—— 昭和 45 年に、沖縄の宗教法人法の立法が流れて、その後、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 129 号）で、沖縄の宗教団体と神社について、移行措置が取られます（参考資料⑦を参照）。大城先生は、文化庁との間で、宗教団体に関する法的な調整について、何か折衝をされましたか。

【大 城】 宗教団体に関しては、直接の交渉はなかつたです。私は、社会教育課で復帰のための特別措置の準備を言いつかつて、この手続をやりました。PTA、公民館、図書館、社会教育主事の資格など、社会教育関係の権利と義務の全てです。法令関係では、今の琉球政府の法規が、復帰すると、本土のどの法律に移るかということで、何を準備すべきかを全部作つて出した覚えがあります。

宗教団体については、復帰後に備えて、法人規則を書き換えて準備をしておくように指導をしました。

—— 本日は、貴重なお話をお聞かせくださり、どうもありがとうございました。

大城 藤六（おおしろ とうろく）

略歴

昭和 5 年沖縄県糸満市生まれ。昭和 20 年沖縄師範学校予科入学。沖縄戦を体験
昭和 21 年糸満高等学校編入，昭和 24 年同卒業。昭和 25 年沖縄文教学校卒業。
昭和 36 年日本大学法学部政治経済学科卒業（通信教育）
昭和 25 年三和中学校（糸満）教諭。昭和 34 年糸満中学校教諭。昭和 40 年豊見城中学校教諭
昭和 42 年琉球政府文教局指導部社会教育課，2 級教育指導職
昭和 47 年沖縄県教育庁社会教育課社会教育主事。昭和 49 年沖縄県教育庁島尻教育事務所指導主事，昭和 51 年同指導課長。昭和 55 年糸満市立喜屋武小学校長。昭和 59 年沖縄県教育庁社会教育課長。昭和 61 年沖縄県教育庁島尻教育事務所長。平成元年糸満市立西崎小学校長
平成 8 年糸満市教育委員会教育長，平成 13 年同退任
平成 16 年沖縄県平和祈念資料館友の会会長，平成 18 年同運営協議会委員，平成 20 年同運営協議会副会長
平成 19 年財団法人沖縄県平和財団理事。平成 23 年同副会長

受賞

平成 15 年視聴覚教育功労者（全国視聴覚教育連盟表彰）。平成 20 年瑞宝小綬章。平成 23 年糸満市名誉市民

現在

公益財団法人沖縄県平和祈念財団理事，沖縄県平和祈念資料館友の会顧問，公益財団法人修養団沖縄がじまる支部顧問

主な著述

「真栄平での戦争体験」（糸満市史編集委員会編『糸満市史 資料編 7—戦時資料下巻 戦災記録・体験談—』糸満市，平成 10 年）
「私の戦争」（沖縄県平和祈念資料館編『平成 16 年度沖縄県平和祈念資料館ボランティア養成講座報告書』沖縄県平和祈念資料館，平成 17 年）
「体の中に残っている傷痕」（沖縄県平和祈念資料館編『平和への証言—体験者が語る戦争—』沖縄県平和祈念資料館，平成 18 年）

注記

- (1) 戦後の沖縄で，昭和 47 年の本土復帰まで効力を有したのは，宗教団税法（昭和 14 年 4 月 8 日法律第 77 号），宗教団税法施行令（昭和 14 年 12 月 23 日勅令第 856 号），宗教団税法施行規則（昭和 15 年 1 月 10 日文部省令第 1 号），宗教団体登記令（昭和 15 年 3 月 16 日勅令第 98 号），宗教団体登記取扱手続（昭和 15 年 3 月 20 日司法省令第 8 号）である。この他に，戦前の沖縄県では，宗教団税法施行細則（昭和 15 年 3 月 29 日沖縄県令第 21 号）が施行されていた。

なお、復帰以前の宗教制度については、『宗務時報』に掲載された、梅田義彦「宗教界の動き 琉球（元沖縄県）の宗教事情」（第 13 号，昭和 41 年，20—24 ページ），高岡〔久勝〕「時の話題 沖縄の宗務行政の現状等について」（第 25 号，昭和 45 年，21—24 ページ）が参考になる。

- (2) 沖縄県公文書館が所蔵する「宗教法人に関する書類」（資料コード R00098127B）に含まれる。
- (3) 沖縄復帰対策要綱（第一次分）（昭和 45 年 11 月 20 日閣議決定）に附属する関係資料には，県の教育行政組織に関する事務の引き継ぎとして，「私立学校および宗教法人に関する事務は，沖縄県知事部局に移行する。」と定められた。復帰後に宗教法人事務は，沖縄県総務部文書学事課が所掌した。現在の沖縄県総務部総務私学課である。
- (4) 嶺井百合子は，明治 44 年沖縄県島尻郡玉城村（現在の南城市）生まれ。教師から行政へ転身，琉球政府で「新生活運動」に取り組む。沖縄県女師・一高女ひめゆり同窓会会長，ひめゆり平和祈念資料館館長を歴任。平成 11 年死去。
- (5) 宗教団体法の第 22 条には「宗教団体ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ所得税及法人税ヲ課セズ」とある。

参考資料① 琉球政府章典（一九五二年二月二九日米国民政府布令第六八号）（抄）

一九六八年八月一二日改正第一四号

第二章 住民の地位，権利及び業務

〔信教の自由〕

第六条 信教の自由は，何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も琉球政府又は市町村その他の行政団体から特権を受け，又は政治上の権力を行使してはならない。

(2) 何人も宗教上の行為，祝典，儀式又は行事に参加することを強制されない。

(3) 琉球政府，市町村その他の行政団体は，宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

(出典：琉球政府法務局編『琉球現行法規総覧 1 (I)』第一法規出版，昭和 36 年。追録第 144 号（昭和 47 年 1 月 1 日内容現在），第 1 編「基本法」31—32 ページ）

参考資料② 琉球政府行政組織法（一九六一年七月三十一日立法第一〇〇号）（抄）

第七次改正（一九七一年九月二五日立法第一三三号）

（総則）

第一条 この立法は，行政主席の統轄の下にある行政機関の行政事務を効率的に遂行するに足る組織を整えるとともに，その所掌事務の範囲及び権限を定めることを目的とする。

2 行政機関は，行政主席の統轄の下に，行政機関相互の連絡を図り，すべて，一体として，行政機能を発揮するようにしなければならない。

（行政機関）

第二条 政府の行政機関は、本条の定めるところによる。

2 行政事務部局として、次に掲げる局及び復帰対策室を置く。

十 文教局

(行政事務部局の所掌事務)

第三条 行政事務部局の所掌事務は、次のとおりとする。

十 文教局

(一) 中央教育委員会に関すること。

(二) 琉球大学委員会との連絡調整に関すること。

(三) 学校、地方教育委員会その他教育に関する機関に対し、助言を与えること。

(四) 教育、学芸及び文化の振興に関する調査及び研究に関すること。

(五) 社会教育に関すること。

(六) その他教育に関すること。

(出典：前掲書，琉球政府法務局編『琉球現行法規総覧 1 (I)』，第 3 編「行政一般」33—34 ページ)

参考資料③ 教育委員会法（一九五八年一月一〇日立法第二号）（抄）

第一〇次改正（一九七一年三月二七日立法第九号）

第一編 総則

(この立法の目的)

第一条 この立法は、教育が不当な支配に屈することなく、住民全体に対し直接に責任を負って行われるべきであるという自覚のもとに、公正な民意により、琉球の実情に即した教育行政を行うために、地方教育区及び教育委員会を設け、教育本来の目的を達成することを目的とする。

(政府及び地方教育区の事務)

第三条 政府及び地方教育区は、法令の定めるところにより、教育、学術及び文化（以下「教育」という。）に関する事務を処理する。

第三編 職務権限

(中央委員会の所管)

第一百条 中央委員会は、政府の設置する学校その他の教育機関を所管する。

(中央委員会の事務)

第一百一十一条 中央委員会は、政府の教育に関する事務を処理するために、文教局長の助言と推せんを得て次に掲げる事務を行う。

一 教育政策を設定すること。

五 文教局長の任免について、行政主席に推せん又は勧告すること。

六 文教局長及び政府立の学校その他教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

- 七 文教局の部課，附属機関及び支分部局に関すること。
- 八 文教局長の提出する教育予算の見積を承認すること。
- 十七 教育に関する法人に関すること。

第四編 文教局

(文教局長の職務)

第二百二十四条 文教局長は，中央委員会の処理するすべての教育事務を掌る。

(文教局の部課等)

第二百二十八条 文教局には，中央委員会規則の定めるところにより必要な部課及び附属機関を置く。ただし，教育の調査及び統計に関する部課並びに教育の指導に関する部課は，これを置かなければならない。

(出典：琉球政府法務局編『琉球現行法規総覧 4 (II)』第一法規出版，昭和 36 年。追録第 144 号 (昭和 47 年 1 月 1 日内容現在)，第 9 編「教育・文化」15—33 ページ)

参考資料④ 文教局組織規則（一九六五年九月六日中央教育委員会規則第一六号）（抄）

第一〇次改正（一九七一年一〇月一日中央教育委員会規則第二三号）

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は，琉球政府行政組織法（一九六一年立法第百号）及び教育委員会法（一九五八年立法第二号）の規定に基づき，文教局の組織及び所掌事務の範囲を定めることを目的とする。

第二章 本局

第一節 内部部局

第二条 文教局に，総務部，管理部及び指導部を置き，部に，その所掌事務を分掌させるため，それぞれ次に掲げる課又は室を置く。

指導部

社会教育課

第三款 指導部

(社会教育課)

第十一条 社会教育課においては，次の事務をつかさどる。

- 一 政府立の図書館，博物館，青年の家及び沖縄史料編集所に関すること。
- 二 政府立以外の社会教育機関，施設，団体等の育成指導に関すること。
- 三 社会教育関係の法令案の作成に関すること。
- 四 社会教育関係法令の運営上の指導助言に関すること。
- 五 社会教育委員に関すること。
- 六 所管の事務に関する地方教育委員会との連絡に関すること。
- 七 所管の事務に関する実験及び研究のための社会教育学級，団体等の指定及び指導

助言に関すること。

八 青少年及び成人の社会教育（職業技術教育を含む。）に関すること。

九 社会教育関係職員の研修に関すること。

十 新生活運動に関すること。

十一 視聴覚教育に関すること。

十二 レクリエーションに関すること。

十三 社会教育補助金の割当に関すること。

十四 社会教育関係法人に関すること。

十五 各種学校に関すること。

十六 学術及び文化（学校教育関係のものを除く。）並びに宗教に関すること。

十七 文化財保護委員会との連絡に関すること。

十八 ユネスコ活動に関すること。

十九 社会通信教育に関すること。

（出典：前掲書，琉球政府法務局編『琉球現行法規総覧 4（II）』，第 9 編「教育・文化」41—47 ページ）

参考資料⑤ 琉球政府文教局指導部社会教育課に勤務した嶺井百合子の回想

社会教育主事の他に私は宗教法人の認可事務も担当しました。戦前にあった神社仏閣はみんな焼けてしまい，戦後はまた新たな建物が始まっています。しかし，戦前の沖縄県と，戦後のアメリカ統治下での琉球政府は別個ですから，昔からあったお寺もぜんぶ申請しなおしました。その中では，やはりアメリカに占領されていたため，戦前にくらべ教会がずいぶんできましたが，宗教団体法というのがあって，お寺のほうは認可しやすかったのです。

社会教育主事というのは指導職ですが，宗教法人のほうは管理職です。法務局と文教局のあいだを行ったり来たりしていました。

お陰で護国寺の住職の名幸芳章さんや，大典寺の藤井深忍さんといった方々とも交流ができ，新生活運動の「よいお盆の過ごし方」等のリーフレットなどを作成するときには協力していただきました。

宗教法人は行政トップの認可があるので，最後の決裁は知事室や主席室にもらいに行きます。知事室へ頻繁に出入りしていたため私は六人の知事や主席と知り合いになりました。……

年代順にいきますと志喜屋孝信さん，平良辰雄さん……比嘉秀平さん……当間重剛さん……大田政作さん……松岡政保さん……でした。

（出典：嶺井百合子『楽ん苦しめん——嶺井百合子回想記』若夏社，平成 9 年，167—168 ページ）

参考資料⑥ 「宗教法人法」の立法勧告について

例文総第19号
総渉第14—21号
1969年3月10日

立法院議長

星 克 殿

行政主席 屋良 朝苗

「宗教法人法」の立法勧告について

首題について別紙勧告理由により立法勧告します。

[別紙]

宗教法人法（参考案）立法勧告理由

現行の宗教制度は、旧日本帝国憲法を根拠として制定された宗教団体法（昭和十四年法律第七十七号）によるもので、信教の自由を否定した非民主的な制度である。

本土においては、終戦とともに政教分離主義がとられ、信教の自由が保障されるように宗教行政は改められている。沖縄においても基本的な布告・布令で信教の自由は保障されているが、法制の整備がなされず、いまだに宗教団体法が適用されているので、運用の面でいろいろと困難をきたしている。

宗教行政は、健全なる宗教団体の発生と活動に対し、保護を与えるべきであり、宗教団体法のような認可制や多くの監督規定によつて、信教の自由が制限されるものであってはならない。

以上のような理由で、宗教団体法は現状にそわないので、本土と同じような宗教法人法を立法したい。

宗教法人法（参考案）

目次

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 設立（第十一条—第十五条）

第三章 管理（第十六条—第二十三条）

第四章 規則の変更（第二十四条—第二十九条）

第五章 合併（第三十条—第四十条）

第六章 解散（第四十一条—第四十九条）

第七章 登記

第一節 宗教法人の登記（第五十条—第六十三条）

第二節 礼拝用建物及び敷地の登記（第六十四条—第六十八条）

第八章 宗教法人審議会（第六十九条―第七十五条）

第九章 補則（第七十六条―第八十五条）

第十章 罰則（第八十六条・第八十七条）

附 則

〔以下、各条項は省略〕

（出典：『第四十回議会（定例）立法院文教社会委員会議録』第 12 号，〔琉球政府〕立法院事務局，昭和 44 年，1 ページ）

参考資料⑦ 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年十二月三十一日法律第二百二十九号）（抄）

最終改正 平成二十六年六月二十五日法律第八十三号

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、沖縄の復帰に伴い、本邦の諸制度の沖縄県の区域における円滑な実施を図るために必要な特別措置を定めるものとする。

第六章 法人の権利義務の承継等

（宗教団体等）

第四十七条 沖縄の宗教団体法（昭和十四年法律第七十七号）に基づく法人である宗教団体及びこの法律の施行の際琉球政府が保管している神社明細帳に記載されている神社は、それぞれ、宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）に基づく宗教法人となる。

2 前項の規定により宗教法人法に基づく宗教法人となつた者（以下この条において「沖縄宗教法人」という。）は、同法による宗教法人の設立手続の例により、規則を作成し、これについて所轄庁の認証を受けなければならない。この場合における規則の認証の申請は、この法律の施行の日から起算して一年六月以内にしなければならない。

第八章 法令の適用に関する特別措置

第四節 大蔵省関係

（国有の財産の管理及び処分の特例）

第九十条 2 沖縄県の区域内に所在する国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産をいう。）のうち、昭和二十一年一月二十八日において神社の用に供し、若しくは供するものと決定し、又は旧国有財産法（大正十年法律第四十三号）の規定に基づき寺院若しくは教会に無償で貸し付けていた財産については、政令で定めるところにより、当該神社、寺院又は教会（当該神社、寺院又は教会が宗教法人法第四条の宗教法人となつたときは、当該宗教法人（その一般承継人である宗教法人を含む。））に対し、無償又は時価より低い価格で譲渡することができる。

宗教法人「浄寶寺」の規則変更認証決定に係る 審査請求に対する裁決（平成25年12月13日）

裁 決 書

審査請求人 X

上記審査請求人から平成25年8月27日付けで提起された宗教法人浄寶寺の規則の変更の認証に係る審査請求については、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求は、棄却する。

不 服 の 要 旨

審査請求人の不服申立ては、愛知県知事が平成25年7月1日付けで行った宗教法人浄寶寺（以下「浄寶寺」という。）の規則の変更（以下「本件規則変更」という。）の認証は、次のとおり、違法であるから、その取消しを求めるというものである。

なお、本件規則変更の内容は、浄寶寺の代表役員となる住職の資格要件を「〇〇姓を名乗る男子たる教師」から単なる「教師」に改めること、及び、浄寶寺が解散したときの残余財産の帰属に関して、浄寶寺の解散当時の住職に帰属し、それができないときは〇〇姓を名乗る解散直前の住職の遺産継承者に公平に分配しなければならないと規定する部分を削除し、真宗大谷派、真宗大谷派に包括される宗教団体又は公益事業のために処分するものとする等である。

- 1 本件規則変更は、浄寶寺規則の上位規範である宗教法人真宗大谷派（以下「真宗大谷派」という。）の寺院教会条例（以下「寺院教会条例」という。）第9条及び第16条に違反し、無効である。
- 2 浄寶寺規則第36条は、規則を変更するには「責任役員の定数の全員及び総代の同意」を要するとしているところ、本件規則変更に当たり、責任役員の資格を有しない者や、総代ではない者が含まれていた。したがって、本件規則変更は、同条に違反し、

無効である。

裁 決 の 理 由

1 宗教法人法（昭和26年法律第126号。以下「法」という。）第28条第1項は、宗教法人の規則の変更に関する認証に当たって審査すべき要件として、その変更しようとする事項が法その他の法令の規定に適合していること（同項第1号）及びその変更の手續が法第26条の規定に従ってなされていること（同項第2号）を挙げ、これらの要件を備えていると認めるときは、所轄庁は、その規則の変更を認証する旨を決定しなければならないとしている。

以下、この点を踏まえて検討する。

2 まず、本件規則変更が寺院教会条例第9条及び第16条に違反し、無効であるとの審査請求人の主張について検討する。

(1) 浄寶寺規則第40条には、「宗憲及び真宗大谷派規則中この法人に関係がある事項に関する規定は、この法人についても、その効力を有する。」と規定されている。他方、真宗大谷派宗憲第77条には、「寺院及び教会並びに住職、教会主管者及びこれらの代務者に関する事項は、条例でこれを定める。」と規定されている。さらに、寺院教会条例第9条には、「住職又は教会主管者は、先代住職又は教会主管者の卑属系統であって、当該寺院又は教会に所属する教師がこれを継承するものとする。ただし、寺院又は教会は、特別の事情により卑属系統の中から継承者を選定できないときは、宗務総長の承認を得て、卑属系統によらないことができる。」と規定され、同条例第16条には、「代務者は、その寺院又は教会の世代に入ること及びこれに専属する利益を享有することはできない。ただし、寺族である場合には世代に入ることを除くの外この限りでない。」と規定されている。

(2) 審査請求人は、本件規則変更が上記(1)の寺院教会条例第9条及び第16条の規定に違反していることから、本件規則変更は無効であると主張する。

(3) しかし、寺院教会条例第9条ただし書には、住職について、特別の事情がある場合には卑属系統によらないことができる旨が規定されていることから、同条においては、卑属系統によらないことが必ずしも排除されているものではないと解され、また、本件規則変更により、浄寶寺規則において、卑属系統が住職の資格要件である旨の規定が削除されたとしても、引き続き、浄寶寺規則第6条第2項及び第40条の規定により、真宗大谷派の宗務総長が寺院教会条例第9条をも踏まえて浄寶寺の住職を任命することに変わりはないと解されることから、本件規則変更が直ちに寺院教会条例第9条に違反するものであると認めることはできない。

また、本件規則変更は、代表役員代務者の職務権限等について変更を加えるもの

でないため、浄寶寺の代表役員代務者であるAが浄寶寺の世代に入ったり、これに専属する利益を享有するものであると認めることもできないから、本件規則変更が寺院教会条例第16条に違反するものであると認めることもできない。

(4) したがって、本件規則変更が寺院教会条例第9条及び第16条に違反し、無効であるとの審査請求人の主張は、採用することはできない。

3 次に、本件規則変更に係る責任役員の同意が無効であるとの審査請求人の主張について検討する。

(1) 浄寶寺規則においては、3人の責任役員を置くこととされている(同規則第8条)。

また、代表役員以外の責任役員2人の選定については、「この寺院に僧籍を有する者のうちから代表役員が総代の同意を得て選定した者」が1人(同規則第9条第1項第1号)、「総代が選定した者」が1人(同項第2号)とされている。さらに、同項第1号の規定による責任役員1人について、浄寶寺に僧籍を有する者のうちから選定することができないときは、代表役員は、総代の同意を得て、他の者のうちからこれを選定することができる(同条第2項)。

(2) 本件規則変更に係る認証申請書に添付された平成25年1月24日開催の責任役員会議事録においては、代表役員代務者であるAのほか、B及びCが責任役員として本件規則変更に同意したことが示されている。

審査請求人は、本件規則変更の手續において、責任役員の資格を有しない者が含まれていたと主張するから、以下、平成25年1月24日時点の浄寶寺の責任役員がB及びCであったといえるかどうかを検討する。

(3) まず、B及びCが僧籍を有しない者であることについて検討する。

審査請求人は、浄寶寺に僧籍を有する者がいたにもかかわらず、それ以外の者から責任役員が選定されていることから、この選定は無効であると主張する。

これに対し、浄寶寺は、その意見書において、平成20年8月1日から新たに就任したB及びCの選定に関して、当時、浄寶寺に僧籍を有する者として、当時代表役員であった審査請求人のほかに、DとEの2人がおり、そのうちDは責任役員を退任することとされ、Eは監禁・傷害事件により勾留されていたのであるから、いずれも責任役員として選定することができず、そのため、浄寶寺規則第9条第2項の規定により、浄寶寺に僧籍を有する者以外の者から責任役員を選定したと述べている。

浄寶寺のこの説明は、Eの監禁・傷害事件の後、審査請求人が代表役員を辞任したことと考え合わせても、特段不自然、不合理な点は認められない。

また、その後、浄寶寺に僧籍を有する者から責任役員を選定できるようになったとの特段の状況の変化も確認できず、したがって、平成23年8月1日に、浄寶寺に僧籍を有しないB及びCが引き続き責任役員に再任したことについても、特段不

自然、不合理な点は認められない。

(4) 次に、責任役員の選定事実の有無について、検討する。

審査請求人は、本件規則変更の手続において、責任役員の資格を有しない者が含まれていたと主張する。この点について、審査庁は浄寶寺に対し、本件規則変更に同意した役員が浄寶寺規則に従って選定された者であることを証する資料の提出を求めたところ、浄寶寺から、平成17年7月31日から平成20年7月30日まで、平成20年8月1日から平成23年7月31日まで、及び平成23年8月1日から平成26年7月31日までを任期とする責任役員及び総代の選定について、それぞれ、真宗大谷派の宗務総長宛ての「責任役員・総代選定届」(以下「選定届」という。)が提出された。これらの選定届には、審査請求人も含めた届出時点の代表役員又は代表役員代務者、並びに就任する責任役員及び総代の全員の署名・押印がされている。このうち、平成23年8月1日から平成26年7月31日までの選定届においては、B及びCが責任役員に就任したとされており、B及びCが平成25年1月24日時点で責任役員であったことが確認できる。

加えて、浄寶寺からは、平成20年7月5日に、当時代表役員であった審査請求人、責任役員であったD及びF、並びに総代であったG、B及びHを含めた関係者において、責任役員及び総代の選定についての合意をしたことに関する平成25年10月30日付けの確認書も提出された。当該確認書には、審査請求人及びDを除く出席者全員の署名・押印がされている。

他方、審査請求人は、D及びFが署名・押印した書面を添付した上で、両名が平成20年7月末日をもって退任する意思表示をした事実はなく、新たな責任役員及び総代の選定について審査請求人が合意した事実もないと主張する。しかし、浄寶寺から提出された上記の確認書には当時総代であった者全員の署名・押印があり、また、平成20年8月1日から平成23年7月31日までの選定届においては審査請求人の署名・押印もある。また、D及びFの責任役員としての任期が平成20年7月30日に満了して以降、両名が再び責任役員に就任したとの記録は確認できない。

したがって、B及びCを責任役員として選定していたとする浄寶寺の述べる事実について、これを否定することはできない。

(5) 次に、責任役員の選定に係る総代の関与について検討する。

上記(1)のとおり、責任役員の選定には総代が関与することとされているが、審査請求人は、浄寶寺規則において、総代の人数が3人とされているにもかかわらず、浄寶寺は5人の総代を置いており、誰が総代であるか不明確であったことから、責任役員の選定に総代が関与していたとは言えないと主張する。

しかし、浄寶寺から提出された上記(4)の確認書及び選定届においても、総代は3人とされており、浄寶寺に5人の総代が置かれていたと認めることはできない。

(6) 以上のことから、平成25年1月24日時点の浄寶寺の責任役員はB及びCであったと確認することができるため、本件規則変更に係る責任役員の同意が無効であるとの審査請求人の主張は、採用することができない。

4 さらに、本件規則変更に係る総代の同意が無効であるとの審査請求人の主張について検討する。

(1) 審査請求人は、浄寶寺規則において、総代の人数が3人とされているにもかかわらず、浄寶寺は5人の総代を置いており、誰が総代であるか不明確であったことから、本件規則変更について、総代の同意を得たとはできず、本件規則変更の手續に重大な瑕疵があると主張する。

(2) しかし、上記3(5)のとおり、浄寶寺に5人の総代が置かれていたと認めることはできないことから、本件規則変更に係る総代の同意が無効であるとの審査請求人の主張は、採用することができない。

以上のとおり、審査請求人の主張はいずれも認めることができない。
よって、主文のとおり裁決する。

平成25年12月13日

文部科学大臣 下村博文

『宗務月報』（昭和32年～昭和39年）総目録

1 解題

本誌『宗務時報』の継続前誌は、『宗務月報』である。昭和32年から昭和39年まで、文部省調査局宗務課（昭和41年から文部省文化局宗務課、昭和43年から文化庁文化部宗務課）により発行された。

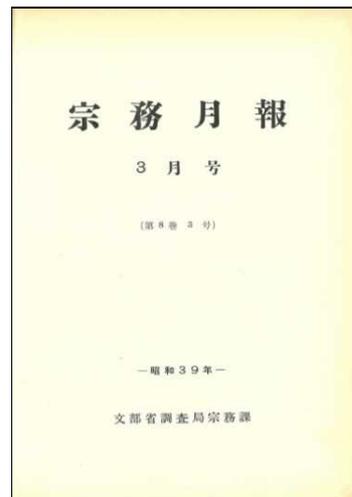
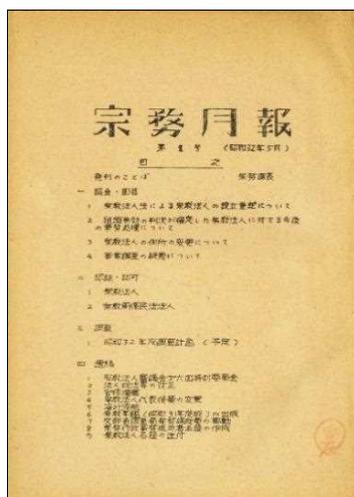
『宗務月報』は、「都道府県当局と、宗務課との事務連絡を主たる目的」（第8巻第3号、27ページ）とした。各都道府県の宗教法人事務主管部局課に配布されたため、所蔵する図書館は少ない。

それゆえ戦後宗教史の重要資料でありながら、存在が余り知られていなかった。このたび関係各方面への参考のため、本稿において総目録を掲載する。

昭和20年の宗教団体法の廃止後に制定された宗教法人令を経て、現行の宗教法人法は、昭和26年に公布施行された。『宗務月報』の総目録をとおして、宗教法人法の施行直後の十余年間における所轄庁の動向を知ることができる。本誌の詳細については、本課まで照会されたい。

図 『宗務月報』の表紙（創刊号と終刊号）

第1巻第1号(昭和32年5月号) 第8巻第3号(昭和39年3月号)



2 体裁等

『宗務月報』は、謄写版（ガリ版）のB5判（B4判袋とじ印刷）の定期刊行物で、発行間隔は月1回であった。奥付はなく、表紙にある年月と号で、発行時期を判別する。第5巻第5号より、表紙のみ活版印刷となったが、本文は引き続き謄写版であった。文

字列の方向については、第1巻第1号から第2巻第2号までは縦書きで、以降は横書きである。

表紙にある発行号数の表記は、統一されていない。創刊当初の表記については、「第1号」、「第2号」と通巻のみである。その後は、「昭和32年7月」、「昭和32年9月号」などと、年月の表示と随時に「号」と付すが、規則性はない。さらに、「第7巻1号／昭和38年1月号」から最終号の「第8巻3号／昭和39年3月号」までは、巻号及び月号の表記である。つまり『宗務月報』の号数表記は、3通りの記載方法がなされた。総目録では、閲覧の便宜のため、全ての冊子に巻号、通巻、月号を掲載した。

ページ数については、初期には記載がなく、第5巻第4号からページ数の表記が行われた。総目録では、本文部分の枚数を数えてページ数を表記した。表紙の裏に当たる場合は、「表紙裏」とした。

第6巻第4号から始まった「宗教界ニュース」は、第7巻第1号より執筆者の署名が入った。担当者は、神道関係が梅田義彦、仏教関係が松野純孝、キリスト教関係と諸教関係が井門富二夫である。

参考 『宗務時報』の総目録等

『宗務月報』の継続後誌である本誌『宗務時報』の目次を調べる場合には、次の方法がある。

- (1) 総目録は、『宗務時報』No.100（平成10年5月）に、「『宗務時報』（No.1～No.100）所載論説・報告等総目録」として、掲載されている。
- (2) 国立国会図書館では、所蔵する雑誌の電子化を行っているが、既に『宗務時報』は、No.1～102の電子化が完了している。現在のところ電子化されたファイルは、国立国会図書館の東京本館内及び関西館内での限定公開となっている。「国立国会図書館デジタルコレクション」では本文の閲覧ができないが、各号の目次はデータベースになっており、検索することができる。
- (3) 「国立国会図書館蔵書検索・申込システム」には、『宗務時報』No.97（平成8年7月）以降の記事が採録されている。同館作成の雑誌記事のデータは、国立情報学研究所（大学共同利用機関法人情報・システム研究機構に属する機関）が運用する「CiNii Articles - 日本の論文をさがす」に提供されており、同じくNo.97以降の記事目録が収録されている。

国立国会図書館デジタルコレクション
国立国会図書館蔵書検索・申込システム
CiNii Articles - 日本の論文をさがす

<http://dl.ndl.go.jp/>
<https://ndlopac.ndl.go.jp/>
<http://ci.nii.ac.jp/>

3 総目録

凡例

- (1) 記事の採録について、原則として各号所載の目次を参考にして、適宜、本文にある見出しと照合した。原文の明らかな誤字は、訂正した。
- (2) 原本の目次にはない、囲み記事、コラム、正誤表、告知などは、〔雑報等〕と記して、見出しを採録した。
- (3) 見出しにおいて、補足情報は、〔 〕で記した。

第1巻第1号	通巻第1号（昭和32年5月号）	
	発刊のことば 宗務課長 近藤春文	表紙裏
一 照会・回答	1 宗教法人法による宗教法人の設立登記について（昭和32年2月18日栃木県総務部長から文部省宗務課長あて照会，昭和32年3月16日回答）	1
	2 組織無効の判決が確定した宗教法人に対する今後の事務処理について（昭和31年3月23日及び昭和32年2月13日岩手県総務部長から文部省宗務課長あて照会，昭和32年3月19日文部省調査局長から岩手県知事あて回答）	4
	3 宗教法人の住所の変更について（昭和32年3月11日曹洞宗宗務庁から文部省宗務課長あて照会，昭和32年3月25日回答）	6
	4 事業調査の疑義について（昭和32年3月27日付文調宗第115号，各都道府県あて「宗教法人の経営する事業について」に関し，昭和32年4月6日山口県総務部長から文部省調査局長あて照会，昭和32年4月11日回答）	7
〔雑報等〕	法令用語（事業，事業場）	8
二 認証・認可	1 宗教法人	9
	2 宗教関係民法法人	9
三 調査	1 昭和32年度調査計画（予定）	9
四 連絡	1 宗教法人審議会第6回特別委員会	10
	2 法人税法等の改正について	12
〔雑報等〕	法令用語（人格なき社団，非永住者に対する課税，源泉徴収）	13
	3 官修墳墓	15
	4 宗教法人代表役員の変更	15
	5 海外渡航	16
	6 宗教年鑑（昭和31年度版）の出版	16
〔雑報等〕	宗教年鑑正誤表	17
	7 文部省調査局宗務課職員の異動〔大塚喬清，井余田道幸，森重秀哉，森高勉，大村潤之助〕	17
	8 宗務行政事務担当者名簿の作成	18
	9 宗教法人名簿の送付	18
〔雑報等〕	宗教法人の経営する事業についての報告状況	18

第1巻第2号	通巻第2号(昭和32年6月号)	
一 照会・回答	1 宗教法人業務調査の申立について(和歌山県某氏から文部大臣あて照会, 昭和32年4月25日文部省調査局長から回答)	表紙裏
	2 宗教法人の代表役員及び責任役員の変更について(昭和32年4月30日宮崎県総務部長から文部省宗務課長あて照会, 昭和32年6月3日回答)	表紙裏
[雑報等]	法令用語(収益, 登記, ほ(逋)脱)	1
二 調査	1 都道府県宗教事務処理状況(4月分)	3
三 連絡	1 請願	7
	2 宗教法人規則認証事務処理状況および宗教問題の報告	7
	3 宗教法人の経営する事業の報告	7
	4 地方税法の一部改正に伴う措置その他	8
[雑報等]	宗教年鑑正誤表追加	8
第1巻第3号	通巻第3号(昭和32年7月号)	
一 照会・回答	1 単立宗教法人等の調査について(昭和32年3月27日調査局長から各都道府県あて照会のこの調査につき昭和32年6月21日宮崎県総務部長から照会, 昭和32年7月3日回答)	表紙裏
	2 旧宗教法人の復活に関する手続きについて(昭和32年6月4日大阪市A教団から照会, 昭和32年7月4日宗務課長から回答)	表紙裏
	3 寺院の財産処分について(昭和32年6月12日長野県学事課長から宗務課長あて照会, 昭和32年7月10日調査局長から長野県総務部長あて回答)	表紙裏
二 調査	都道府県宗教事務処理状況(5月分)	1
三 連絡	1 宗教法人代表役員の変更	3
	2 日本仏教親善使節団の中共渡航	5
	3 宗教団体の在外資産の調査	5
	4 昭和32年度における地方交付税の単位積算基礎	6
[雑報等]	法令用語(認証, 認可, 許可, 認許)	9
第1巻第4号	通巻第4号(昭和32年8月号)	
一 照会・回答	1 宗教法人法の解釈について(昭和30年7月4日神社本庁事務総長から宗務課長あて照会, 昭和30年7月25日調査局長から回答)	1
	2 宗教法人法の解釈について(昭和32年7月15日新潟県総務部長から宗務課長あて照会, 8月7日調査局長から回答)	1
二 認証	宗教法人「生長の家教団」の規則変更	2
三 連絡	1 宗教法人代表役員の変更	3
	2 近畿・中部地区宗教法人事務担当者連絡協議会	3
第1巻第5号	通巻第5号(昭和32年9月号)	
一 照会・回答	登録税免除の証明可否について(昭和32年8月8日滋賀県総務部長から宗務課長あて照会, 昭和32年23日調査局長から回答)	1
二 認可	宗教関係民事法人	1

三 調査 〔雑報等〕	1 都道府県宗教事務処理状況（6月分）	1
	社寺の数	3
	2 単立法人	6
	3 文部大臣所轄外の包括宗教団体に所属する宗教法人	7
	4 宗教法人経営の事業	7
四 連絡	1 宗教法人代表役員の変更	7
	2 訴願	8
第1巻第6号	通巻第6号（昭和32年10月号）	
一 照会・回答	1 官修墳墓の移転改葬手続について（昭和32年9月15日宮崎県総務部長から連絡事項として照会，昭和32年10月3日調査局長から回答）	1
	2 知事所轄包括団体の宗教法人規則認証申請について（昭和32年9月13日宮崎県総務部長から照会，昭和32年10月3日調査局長から回答）	1
	3 春日大社の境内地の使用について（昭和32年7月7日春日大社宮司から照会，昭和32年9月13日調査局長から回答）	2
二 認証 〔雑報等〕	宗教法人「救世主教」	3
	人格なき社団（9月18日朝日新聞夕刊相談室欄より）	3
三 調査 〔雑報等〕	都道府県宗教事務処理状況（7月分）	5
	建物と工作物	8
四 連絡	1 宗教法人代表役員の変更	9
	2 第5回全日本仏教徒会議	9
	3 改正法人税法（昭和32年3月改正）の施行等に伴う法人税の取扱	9
第1巻第7号	通巻第7号（昭和32年11月号）	
一 照会・回答	1 未登記の従たる事務所の建物とその敷地の登録税法による登録税免除の証明について（昭和32年10月21日島根県総務部長から照会，昭和32年11月15日調査局長から回答）	1
	2 宗教法人事務取扱上の疑義について（昭和32年10月23日熊本県総務部長から照会，昭和32年11月15日調査局長から回答）	1
二 認証	1 宗教法人「救世軍」	3
	2 宗教法人「日本自由メソヂスト教団」	5
三 調査	都道府県宗教事務処理状況（8月分）	7
四 連絡	1 関東甲信越地区宗教法人事務連絡会議	9
	2 ラオスの仏紀2500年式典に日本仏教代表参加	9
	3 資料について〔『統計から見た日本の宗教』，『宗教法人関係税務資料』〕	9
第1巻第8号	通巻第8号（昭和32年12月号）	
一 照会・回答	宗教法人登記事項変更届について（昭和32年9月24日東京都総務局行政部長から照会，昭和32年12月14日調査局長から回答）	1
二 調査	1 都道府県宗教事務処理状況（9月分）	2
	2 世界の宗教統計	5

三 連絡	1 第6回関東甲信越静地区宗教法人事務連絡会議について	7
	2 文部省調査局宗務課転員の異動〔宮川正直〕	13
第2巻第1号	通巻第9号（昭和33年1月号）	
一 照会・回答	1 代表役員変更の登記について（昭和32年12月2日宮崎県総務部長から照会，昭和32年12月27日宗務課長から本門佛立宗代表役員あて回答）	1
二 調査	都道府県宗教事務処理状況（10月分）	1
三 連絡	1 宗教法人代表役員の変更	5
	2 近畿・中部地区宗教法人事務担当者連絡協議会について	5
	3 昭和32年宗教法人関係税務資料中「法人税法関係」（41頁）の正誤	13
第2巻第2号	通巻第10号（昭和33年2月号）	
一 認証	1 宗教法人「浄土宗西山深草本派」の解散	1
	2 宗教法人「イマヌエル綜合伝道団」の規則変更	2
	3 宗教法人「眞言宗御室派」の規則変更	2
二 調査	都道府県宗教事務処理状況（11月分）	3
三 連絡	1 宗教法人代表役員の変更	4
	2 第8回九州地区宗教法人事務連絡会議	4
[雑報等]	社格と寺格（その1）	8
附録	宗教法人資産の減価償却について	別紙1
第2巻第3号	通巻第11号（昭和33年3月号）	
一 照会・回答	1 宗教法人の代表役員及び責任役員の変更について（昭和33年1月9日宮崎県総務部長から照会，昭和33年3月17日調査局長から回答）	1
	2 宗教法人の責任役員の変更について（昭和33年2月15日発総第4号宮崎県総務部長照会，昭和33年3月11日民事甲第478号民事局長心得回答）	3
二 調査	都道府県宗教事務処理状況（12月分）	5
[雑報等]	社格と寺格（その2）	7
三 連絡	1 文部省調査局宗務課転員の異動〔富安虎太〕	9
	2 嘱託登記洩れの旧宗教法人に関する新法人設立の取扱いについて	9
第2巻第4号	通巻第12号（昭和33年4月号）	
一 認証	1 宗教法人「三五教」の規則変更	1
	2 宗教法人「大本」と宗教法人「大本総本苑」および宗教法人「大本瑞泉郷別院」との合併	1
二 照会・回答	宗教法人法の疑義について（昭和32年11月30日兵庫県総務部長照会，昭和33年3月20日調査局長回答）	2
三 調査	都道府県宗教事務処理状況（1月分）	7
四 連絡	1 宗教法人代表役員の変更	9
	2 税法の改正について	9
[雑報等]	社格と寺格（その3）	10
五 宗教界消息	チベット大蔵経150巻の刊行成る	13

	第9回国際宗教史学会	14
	伯国移民50年祭日本側代表	15
第2巻第5号	通巻第13号(昭和33年5月号)	
一 照会・回答	1 宗教法人法の疑義について(昭和33年3月7日長野県総務部長照会, 昭和33年4月21日調査局長回答)	1
	2 宗教法人の代表役員の職務代行者について(昭和33年4月9日栃木県総務部長照会, 昭和33年5月7日調査局長回答)	5
	3 学校敷地内に忠魂碑を建設することについて(昭和32年9月13日岡山県笠岡市教育委員会照会, 文部省初等中等教育局長回答)	6
二 調査	都道府県宗教事務処理状況(2月分)	6
三 連絡	1 宗教法人代表役員の変更	9
	2 日本国とインドネシア共和国との間の平和条約について	9
	3 税法の改正について	10
	4 近畿・中部地区宗教法人事務担当連絡協議会について	10
	5 東京都宗教法人会計事務講習会	16
	6 宗教法人審議会の答申その他	17
第2巻第6号	通巻第14号(昭和33年6月号)	
一 照会・回答	1 宗教法人の認証事務等について(昭和33年4月9日三重県総務部長照会, 昭和33年5月19日調査局長回答)	1
	2 宗教法人の紛争について(昭和33年2月19日奈良県総務部長照会, 昭和33年5月20日調査局長回答)	7
	3 宗教法人「普門寺」の財産処分について(昭和33年5月16日宗務課長から茨城県総務部総務課長あて回答)	10
二 調査	都道府県宗教事務処理状況(3月分)	11
三 連絡	公益法人等の行う医療保健業について	13
四 宗教界消息	1 第5回世界仏教徒会議	13
	2 仏教図書館協会	14
	3 海外仏教普及協議会	14
	4 平和国際会議	15
[雑報等]	文部省調査局宗務課職員の異動〔河和田唯賢, 高岡久勝, 井上恵行〕	16
別紙	第7回関東甲信越静地区宗教法人事務連絡会議について	別紙1
第2巻第7号	通巻第15号(昭和33年7月号)	
一 照会・回答	代表役員の資格等について(昭和33年6月10日東京都総務局行政部指導課長から照会, 昭和33年7月8日調査局長から回答)	1
二 調査	都道府県宗教事務処理状況(4月分)	5
三 連絡	1 宗教法人名簿の送付について	7
	2 単立宗教法人等の調査について	7
四 宗教界消息	1 キリスト教教育世界大会	7
	2 アジア文化会議	8

第2巻第8号	通巻第16号(昭和33年8月号)	
一 調査	都道府県宗教事務処理状況(5月分)	1
二 宗教界消息	1 世界宗教会議開催	3
	2 西独仏教徒一万突破	3
	3 浄土両宗合同決定	4
第2巻第9号	通巻第17号(昭和33年9月号)	
一 照会・回答	1 礼拝用建物及び敷地の登記について(昭和33年6月30日及び7月8日宮崎県総務部長から照会,昭和33年9月19日調査局長回答)	1
	2 宗教法人規則変更認証申請について(昭和33年7月14日宮崎県総務部長から照会,昭和33年9月19日調査局長から回答)	8
二 調査	都道府県宗教事務処理状況(6月分)	10
三 連絡	包括宗教法人の調査について	13
第2巻第10号	通巻第18号(昭和33年10月号)	
一 認証	宗教法人「大和教団」の規則変更	1
二 調査	都道府県宗教事務処理状況(7月分)	2
三 判例	宗教法人元海寺規則認証取消請求事件	6
四 連絡	都道府県間の相互事務連絡について	9
五 その他	第8回関東甲信越静地区宗教法人事務連絡会議について	10
別紙	第8回関東甲信越静地区宗教法人事務連絡会議議事概要	別紙1
第2巻第11号	通巻第19号(昭和33年11月号)	
一 照会・回答	1 宗教法人規則の変更について(昭和33年10月2日宮崎県総務部長照会,昭和33年10月28日調査局長回答)	1
	2 事実上廃絶した寺院名義の財産について(昭和33年9月4日新潟県上越支庁産業課長照会,昭和33年11月5日調査局長より新潟県総務部長にあて回答を依頼)	3
二 調査	都道府県宗教事務処理状況(8月分)	9
三 連絡	参考資料の送付について	11
四 その他	近畿・中部ブロック宗教法人事務担当者会議	11
別紙	近畿・中部ブロック宗教法人事務担当者会議議事概要	別紙1
第2巻第12号	通巻第20号(昭和33年12月号)	
一 照会・回答	1 被包括関係の廃止にかかる規則変更の認証申請について(昭和33年11月1日山口県総務部長照会,昭和33年11月20日調査局長回答)	1
	2 宗教法人法第6条の規定の解釈について(昭和33年11月20日山梨県教育長照会,昭和33年12月20日調査局長回答)	2
二 調査	1 都道府県宗教事務処理状況(9月分)	4
	2 訴願制度に関する調査	7
三 研究欄	宗教法人の従たる事務所について	11
第3巻第1号	通巻第21号(昭和34年1月号)	
一 調査	都道府県宗教事務処理状況(10月分)	1
二 研究欄	宗教法人の不動産に対する税法上の取扱について	5

第3巻第2号	通巻第22号（昭和34年2月号）	
一 調査	都道府県宗教事務処理状況（11月分）	1
二 連絡	相続税法基本通達の全部改正について	3
附録	第9回九州地区宗教法人事務連絡会議議事概要	別紙1
第3巻第3号	通巻第23号（昭和34年3月号）	
一 照会・回答	宗教法人法の疑義について（昭和34年2月18日三重県 総務部長から照会，昭和34年3月16日調査局長から 回答）	1
二 調査	都道府県宗教事務処理状況（12月分）	5
第3巻第4号	通巻第24号（昭和34年4月号）	
一 照会・回答	1 宗教法人の不動産承継登記にかかる証明について（昭 和34年2月24日群馬県総務部長から照会，昭和34年 3月25日調査局長から回答）	1
	2 宗教法人規則変更認証について（昭和34年3月9日 愛知県総務部長から照会，昭和34年4月8日調査局長 から回答）	2
二 調査	都道府県宗教事務処理状況（1月分）	7
第3巻第5号	通巻第25号（昭和34年5月号）	
一 判例	1 宗教法人解散命令申請事件（東地民8部民事非訟事件 33年（千）第1号）	1
	2 宗教法人関係民事訴訟事件第1審判決	5
二 調査	都道府県宗教事務処理状況（2月分）	11
三 連絡	宗務課職員の死亡について〔広安孝夫〕	13
第3巻第6号	通巻第26号（昭和34年6月号）	
一 照会・回答	登録税免除証明並びに地方公共団体有財産の処分につい て（昭和34年4月17日秋田県総務部長から照会，昭 和34年6月5日調査局長から回答）	1
二 調査	都道府県宗教事務処理状況（3月分）	3
三 連絡	1 地目調査要領の一部改正について	5
	2 単立宗教法人等の調査について	6
	3 宗務課職員の異動について〔森重秀哉〕	6
第3巻第7号	通巻第27号（昭和34年7月号）	
一 調査	1 都道府県宗教事務処理状況（4月及び5月分）	1
	2 境内建物・境内地の使用状況等調査	7
二 連絡	1 第9回関東甲信越静地区宗教法人事務連絡会議	7
	2 宗教法人法違反事例	8
別紙	宗教法人事務連絡会議議題	別紙1
第3巻第8号	通巻第28号（昭和34年8月号）	
一 調査	1 都道府県宗教事務処理状況（6月及び7月分）	1
二 連絡	1 山梨県における宗教法人事務主管課の変更について	7
	2 依頼事項	7

第3巻第9号	通巻第29号（昭和34年9月号）	
一 通達	社寺等宗教団体の使用に供している地方公共団体有財産の取扱いについて（昭和34年9月7日文調宗第196号調査局長から各都道府県宗教法人事務主管局・部長あて通知）	1
二 照会・回答	1 宗教法人にかかる登記および登録税の免除について（昭和34年8月13日調査局長から法務省民事局長あて照会，昭和34年9月16日民事局長回答）	5
	2 神社財産登記のまっ消方について（昭和34年5月16日日記第3178号神戸地方法務局長から民事局長あて照会，昭和34年6月25日付民事甲第1327号民事局長から回答並びに各法務局長及び地方法務局長あて通達）	9
三 調査	1 都道府県宗教事務処理状況（8月分）	11
四 連絡	1 改正法人税法（昭和34年3月改正）等の施行に伴う法人税の取扱について	13
	2 「宗教法人関係事務組織等について」の提出依頼	14
	3 宗務課職員異動〔斎藤善次，井門富二夫〕	14
第3巻第10号	通巻第30号（昭和34年10月号）	
一 調査	都道府県宗教事務処理状況（9月分）	1
二 連絡	近畿・中部各府県宗教法人事務担当者連絡協議会	4
第3巻第11号	通巻第31号（昭和34年11月号）	
一 調査	1 都道府県宗教事務処理状況（10月分）	1
	2 都道府県宗教法人関係事務組織等について	3
第3巻第12号	通巻第32号（昭和34年12月号）	
一 照会・回答	宗教法人認証事務について（昭和34年12月8日広総第224号で広島県総務部長より照会，昭和34年12月23日地調第85号で調査局長回答）	1
二 調査	1 都道府県宗教事務処理状況（11月中処理数）	2
	2 都道府県知事所轄宗教法人数について	5
	3 境内建物・境内地の使用状況等調査について	9
第4巻第1号	通巻第33号（昭和35年1月号）	
一 照会・回答	宗教法人規則認証の疑義について（昭和34年11月9日三四文第574号で北海道文書課長より照会，昭和34年12月24日地調第81号で調査局長回答）	1
二 調査	都道府県宗教法人認証事務処理状況（12月中処理数）	2
三 連絡	調査局長の異動について〔北岡健二，杉江清〕	4
附録	宗教法人事務に関する照会・回答索引（宗務月報掲載自昭和32年5月～至昭和35年1月）	4
第4巻第2号	通巻第34号（昭和35年2月号）	
一 照会・回答	宗教法人規則変更認証申請について（昭和35年1月29日三五地第168号で長崎県総務部長より照会，昭和35年2月23日地調第9号で調査局長回答）	1
二 調査	都道府県宗教法人認証事務処理状況（1月中処理数）	3
三 連絡	1 文部大臣所轄宗教法人の異動	5

	2	9 都府県宗教法人事務連絡協議会開催について	6
第4巻第3号		通巻第35号(昭和35年3月号)	
一 照会・回答	1	1 宗教法人の清算人の変更について(昭和35年2月10日発総第45号で宮崎県総務部長より照会, 昭和35年2月29日地調第10号で調査局長回答)	1
		2 宗教法人令の解釈について(昭和35年2月11日東京弁護士会会長を通じ弁護士宗宮信次より照会, 昭和35年3月4日雑調第19号で調査局長回答)	3
		3 登録税免除に関する証明について(昭和35年3月4日三五地第366号で長崎県総務部長より照会, 昭和35年3月17日地調第14号で調査局長回答)	4
二 調査		都道府県宗教法人認証事務処理状況(2月中処理数)	6
三 連絡	1	1 調査局長の異動について〔杉江清, 田中彰〕	9
	2	2 宗教法人の財務について	9
第4巻第4号		通巻第36号(昭和35年4月号)	
一 照会・回答	1	1 宗教法人の認証書及び規則等の紛失の場合に於ける所轄庁の処置について(昭和35年3月4日学第76号で福井県総務部長から照会, 昭和35年4月1日地調第13号で調査局長回答)	1
	2	2 宗教法人の精算人の変更について(昭和35年3月7日発総第45号で宮崎県総務部長から照会, 昭和35年4月19日地調第10号で調査局長回答)	2
二 調査		都道府県宗教法人認証事務処理状況(3月中処理数)	4
第4巻第5号		通巻第37号(昭和35年5月号)	
一 調査		都道府県宗教法人認証事務処理状況(4月中処理数)	1
二 連絡	1	1 宗教法人審議会委員の任命について	4
	2	2 職員の異動について〔森高勉〕	5
第4巻第6号		通巻第38号(昭和35年6月号)	
一 照会・回答		宗教法人法第3条について(昭和35年5月23日文乙第299号で岡山県知事から照会, 昭和35年6月9日宗務課長から岡山県総務部長に回答)	1
二 調査		都道府県宗教法人認証事務処理状況(5月中処理数)	4
三 連絡		近畿・中部各府県宗教法人事務担当者連絡協議会について	7
別紙		近畿・中部各府県宗教法人事務担当者連絡協議会協議事項	8
第4巻第7号		通巻第39号(昭和35年7月号)	
一 調査		都道府県宗教法人認証事務処理状況(6月中処理数)	1
二 連絡		職員の異動について〔佐藤信男〕	4
研究		責任役員等の就任, 退任の登記について	4
第4巻第8号		通巻第40号(昭和35年8月号)	
一 調査		都道府県宗教法人認証事務処理状況(7月中処理数)	1
研究		責任役員による事務の決定について	4
第4巻第9号		通巻第41号(昭和35年9月号)	

一 照会・回答	1 宗教法人運営について（昭和 35 年 8 月 3 日新庄八幡宮宮司からの照会，昭和 35 年 9 月 13 日宗務課長回答）	1
	2 宗教法人規則変更の要否について（昭和 35 年 8 月 26 日発総第 218 号で宮崎県総務部長から照会，昭和 35 年 9 月 20 日宗務課長回答）	4
二 調査	都道府県宗教法人認証事務処理状況（8 月中処理数）	6
第 4 卷第 10 号 通巻第 42 号（昭和 35 年 10 月号）		
一 照会・回答	1 宗教法人の代表役員及び責任役員に関する登記要領について（昭和 35 年 8 月 6 日発総第 95 号で宮崎県総務部長から照会，昭和 35 年 9 月 26 日地調第 33 号で調査局長回答）	1
	2 宗教法人に対する使用料の徴収について（昭和 35 年 9 月 30 日発監第 39 号で金沢市長から照会，昭和 35 年 10 月 19 日地調第 41 号で調査局長回答）	5
二 調査	都道府県宗教法人認証事務処理状況（9 月中処理数）	6
三 連絡	第 10 回関東甲信越静地区宗教法人事務連絡会議について	9
第 4 卷第 11 号 通巻第 43 号（昭和 35 年 11 月号）		
一 調査	都道府県宗教法人認証事務処理状況（10 月中処理数）	1
二 連絡	近畿・中部各府県宗教法人事務担当者連絡協議会開催について	3
第 4 卷第 12 号 通巻第 44 号（昭和 35 年 12 月号）		
一 照会・回答	宗教法人登記にかかる所轄庁の証明について（昭和 35 年 11 月 18 日 35 総 366 号で高知県総務部長から照会，昭和 35 年 11 月 25 日宗務課長回答）	1
二 調査	都道府県宗教法人認証事務処理状況（11 月中処理数）	2
三 連絡	都道府県宗教法人事務連絡協議会開催について	5
第 5 卷第 1 号 通巻第 45 号（昭和 36 年 1 月号）		
一 調査	都道府県宗教法人認証事務処理状況（12 月中処理数）	1
第 5 卷第 2 号 通巻第 46 号（昭和 36 年 2 月号）		
一 調査	都道府県宗教法人認証事務処理状況（1 月中処理数）	1
第 5 卷第 3 号 通巻第 47 号（昭和 36 年 3 月号）		
一 照会・回答	宗教法人の規則変更認証事務について（昭和 36 年 2 月 27 日 36 地第 335 号で長崎県総務部長から照会，昭和 36 年 3 月 25 日宗務課長回答）	1
二 調査	都道府県宗教法人認証事務処理状況（2 月中処理数）	3
三 連絡事項	1 質疑及び回答	6
	2 宗務課事務室の移転について	6
第 5 卷第 4 号 通巻第 48 号（昭和 36 年 4 月号）		
一 照会・回答	1 宗教法人法第 66 条による登記について（昭和 36 年 2 月 11 日付け金光教東札幌教会照会，昭和 36 年 4 月 3 日付け宗務課長回答）	1
	2 宗教法人の中間取得物件に対する登録税免除規定該当	2

		の証明書交付可否について（昭和 36 年 3 月 31 日付け 発総第 75 号宮崎県総務部長より照会，昭和 36 年 4 月 14 日宗務課長回答）	
二	調査	都道府県宗教法人認証事務処理状況（3 月中処理数）	3
三	連絡	〔職員の異動について，深谷巧〕	5
第 5 卷第 5 号		通巻第 49 号（昭和 36 年 5 月号）	
一	照会・回答	1 宗教法人第 22 条について（昭和 36 年 3 月 15 日付け 京都府常住院住職末本日善照会，昭和 36 年 4 月 27 日 付け京都府文教課長あて宗務課長回答）	1
		2 宗教法人規則変更の認証取消しについて（昭和 36 年 4 月 7 日付け発総第 79 号宮崎県総務部長照会，昭和 36 年 5 月 9 日付け地調第 17 号調査局長回答）	2
二	調査	都道府県宗教法人認証事務処理状況（4 月中処理数）	5
三	連絡	1 九州ブロック宗教法人事務主管課長会議について	7
		2 職員の移動について〔越川文夫〕	7
別紙		九州ブロック宗教法人事務主管課長会議協議事項	別紙 1
第 5 卷第 6 号		通巻第 50 号（昭和 36 年 6 月号）	
一	照会・回答	1 法的な基盤が同一でない各種の清算法人の性格と土 地，建物の所有権，占有権を含む財産関係の機能等につ いて（昭和 35 年 11 月 25 日兵庫県総務部教育課長照会， 昭和 36 年 6 月 23 日宗務課長回答）	1
		2 宗教法人の合併契約書について（昭和 36 年 6 月 1 日 付け総発第 327 号福岡県総務部長照会，昭和 36 年 6 月 21 日付宗務課長回答）	5
二	調査	都道府県宗教法人認証事務処理状況（5 月中処理数）	7
三	連絡	〔宗教法人規則認証事務処理状況の報告について〕	9
第 5 卷第 7 号		通巻第 51 号（昭和 36 年 7 月号）	
一	調査	都道府県宗教法人認証事務処理状況（6 月中処理数）	1
二	連絡	第 3 回都道府県宗教法人事務連絡協議会	5
第 5 卷第 8 号		通巻第 52 号（昭和 36 年 8 月号）	
一	照会・回答	未登記団体の取扱いについて（昭和 36 年 5 月 24 日厚第 628 号和歌山県民生部部長照会，昭和 36 年 8 月 23 日宗 務課長回答）	1
二	調査	都道府県宗教法人認証事務処理状況（7 月中処理数）	3
三	連絡	1 近畿・中部各府県宗教法人事務担当者連絡協議会につ いて	5
		2 宗教法人「浄土宗西山曼陀羅寺派」の解散	5
別紙		〔近畿・中部各府県宗教法人事務担当者連絡協議会協議事 項〕	別紙 1
第 5 卷第 9 号		通巻第 53 号（昭和 36 年 9 月号）	
一	照会・回答	宗教法人法の疑義について（昭和 36 年 7 月 10 日付け調 広第 1434 号大分県総務部長照会，昭和 36 年 9 月 5 日 付け地調第 30 号文部省調査局長回答）	1
二	調査	都道府県宗教法人認証事務処理状況（8 月中処理数）	3

三 連絡	1 台風等による宗教法人施設の被害状況報告について	5
	2 宗教事務所管部課係等について	5
第5巻第10号	通巻第54号（昭和36年10月号）	
一 照会・回答	1 宗教法人責任役員の就任の日について（昭和36年6月9日付け庶日記第620号青森地方法務局長報告，昭和36年7月22日付け民事甲第1544号民事局長回答）	1
	2 宗教法人の目的の変更登記について（昭和36年7月24日付け民事甲第1718号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達（昭和36年6月8日付け日記第1004号奈良地方法務局長照会，民事局長回答））	4
	3 寺院建立用地の免税証明について（昭和36年10月6日付け36総発第594号福岡県総務部長照会，昭和36年10月19日付け調査局宗務課長回答）	6
二 調査	都道府県宗教法人認証事務処理状況（9月中処理数）	8
三 連絡	1 第11回関東甲信越静地区宗教法人事務連絡会議について	11
	2 職員の異動について〔井上恵行，松野純孝〕	20
第5巻第11・12号	通巻第55号（昭和36年11・12月合併号）	
一 調査	都道府県宗教法人認証事務処理状況（10・11月分処理数）	1
二 連絡	1 旧宗教法人について	6
	2 主要社寺教会について	6
第6巻第1号	通巻第56号（昭和37年1月号）	
一 調査	都道府県宗教法人認証事務処理状況（12月分処理数）	1
二 連絡	1 旧宗教法人について	3
	2 (1) 包括宗教法人について	3
	(2) 主要社寺教会について	3
	3 人事異動〔田中彰，天城勲〕	3
第6巻第2号	通巻第57号（昭和37年2月号）	
一 調査	都道府県宗教法人認証事務処理状況（1月分処理数）	1
二 連絡	寺院建立用地の免税証明に関する福岡県よりの照会に対する回答について	3
第6巻第3号	通巻第58号（昭和37年3月号）	
一 調査	都道府県宗教法人認証事務処理状況（2月中処理数）	1
二 連絡	1 質疑事項	3
	2 近畿・中部各府県宗教法人事務担当者連絡協議会	4
第6巻第4号	通巻第59号（昭和37年4月号）	
一 照会・回答	宗教法人の変更登記について（昭和37年4月2日付け文調宗第70号文部省調査局長照会，昭和37年4月19日付け法務省民事甲第1103号法務省民事局長回答）	1
二 調査	都道府県宗教法人認証事務処理状況（3月中処理数）	2
三 資料	1 宗教法人「浄土宗」と宗教法人「浄土宗本派」の合併による宗教法人「浄土宗」の設立について	5
	2 宗教界ニュース	6

	(1) 神道関係	6
	(2) 仏教関係	9
	(3) キリシト教関係	11
	(4) 諸教関係その他	14
	3 旧宗教法人調（昭和 36 年 9 月 7 日宗務課長から各都道府県宗教事務所管課長あて依頼に基づく調）	15
	4 刊行物紹介	16
	(1) 『宗教の定義をめぐる諸問題』〔宗務課〕	16
	(2) 『宗教団体類型調査の解説』〔宗務課〕	16
	(3) 『日本人の国民性』〔統計数理研究所国民性調査委員会〕	17
第 6 巻第 5 号	通巻第 60 号（昭和 37 年 5 月号）	
一 調査	都道府県宗教法人認証事務処理状況（4 月中処理数）	1
二 連絡	1 宗教法人審議会委員の任命	5
	2 東北・北海道宗教法人事務連絡協議会について	6
	3 各地区ブロック会議等について（予定）	6
三 資料	1 宗教界ニュース	13
	(1) 神道関係	13
	(2) 仏教関係	19
	(3) キリシト教関係	23
	(4) 諸教関係・その他	27
	2 参考（質疑・応答）（登記研究 173 号所載）	29
	3 刊行物紹介	31
第 6 巻第 6 号	通巻第 61 号（昭和 37 年 6 月号）	
一 調査	都道府県宗教法人認証事務処理状況（5 月中処理数）	1
二 連絡	1 九州ブロック宗教法人事務主管課長会議	3
	2 近畿・中部ブロック会議の開催日	3
	3 宗教法人審議会	3
	4 知事所轄の包括法人に関する法的根拠等について	3
別記	九州ブロック宗教法人事務主管課長会議協議事項	7
三 資料	宗教界ニュース	25
	1 神道関係	25
	2 仏教関係	31
	3 キリシト教関係	35
[雑報等]	文献紹介〔キリシト教〕	41
第 6 巻第 7 号	通巻第 62 号（昭和 37 年 7 月号）	
一 照会・回答	宗教法人の承継証明について（昭和 37 年 6 月 14 日発総第 15 号宮崎県総務部長照会，昭和 37 年 7 月 14 日 37 調宗第 23 号調査局宗務課長回答）	1
二 調査	都道府県宗教法人認証事務処理状況（6 月中処理数）	4
三 連絡	1 近畿・中部各府県宗教法人事務担当者連絡協議会	6
	2 第 12 回関東甲信越静地区宗教法人事務連絡会議	6
別記	近畿・中部各府県宗教法人事務担当者連絡協議会質疑事項	8
四 資料	宗教界ニュース	32
	1 神道関係	32
[雑報等]	物品税法の改正と宗教法人に関する物品税の免税について	35

	て	
	2 仏教関係	36
	3 キリシト教関係	42
	4 諸教およびその他	46
書評		47
[雑報等]	第6回参議院議員選挙	49
第6巻第8号	通巻第63号(昭和37年8月号)	
一 照会・回答	1 責任役員の解任について(昭和37年4月16日付け7 文第227号京都府総務部長照会, 昭和37年8月7日付 け37調宗第28号文部省調査局宗務課長回答)	1
	2 宗教法人法に基づく規則認証上の疑義について(昭和 37年6月11日付け37発地第428号香川県地方課長照 会, 昭和37年8月14日付け文部省調査局宗務課認証 係回答)	5
二 調査	都道府県宗教法人認証事務処理状況(7月中処理)	7
三 連絡	中国・四国ブロック会議について	10
四 資料	1 宗教界ニュース	11
	(1) 神道関係	11
	(2) 仏教関係	15
[雑報等]	スペイン(国教国)の宗教行政における最近の変化	20
	(3) キリシト教関係	21
	(4) 書評	27
	2 公立学校における祈祷(Prayer)に関する米国最高裁 判所判決について	31
第6巻第9号	通巻第64号(昭和37年9月号)	
一 照会・回答	宗教法人の事務決定について(昭和37年8月14日(文) 群馬県総務部長照会, 昭和37年9月13日37地調宗第 1号調査局宗務課長回答)	1
二 調査	都道府県宗教法人認証事務処理状況(8月中処理)	3
三 連絡	1 行政不服審査法並びにその施行に伴う宗教法人法の一 部改正について	5
	2 住居表示に関する法律(法律第119号)について	5
	3 中・四国地区宗教法人事務担当者連絡協議会	6
別記	中・四国地区宗教法人事務担当者連絡協議会議題	7
四 資料	宗教界ニュース	27
	1 神道関係	27
	2 仏教関係	31
	3 キリシト教関係	35
	4 諸教その他	39
	5 文献紹介	43
二 調査	追補〔都道府県宗教法人認証事務処理状況(8月中処理) 追加〕	46
第6巻第10号	通巻第65号(昭和37年10月号)	
一 調査	都道府県宗教法人認証事務処理状況(9月中処理)	1
二 連絡	1 第4回都道府県宗教法人事務連絡協議会	4
	2 建築投資の抑制措置の廃止について	4

別記	第4回都道府県宗教法人事務連絡協議会議題	5
三 資料	宗教界ニュース	13
	1 神道関係	13
	2 仏教関係	19
[雑報等]	教団調査の流行	26
	3 キリシト教関係	27
	4 諸教関係その他	33
第6巻第11号	通巻第66号(昭和37年11月号)	
一 調査	都道府県宗教法人認証事務処理状況(10月中処理数)	1
二 連絡	近畿・中部各府県宗教法人事務担当者連絡協議会	4
別記	近畿・中部各府県宗教法人事務担当者連絡協議会協議事項	5
[雑報等]	人づくりと宗教教育(夏から本年末にかけての傾向)	16
三 資料	宗教界ニュース	17
	1 神道関係	17
	2 仏教関係	23
	3 キリシト教関係	31
	4 諸教関係その他	34
第6巻第12号	通巻第67号(昭和37年12月号)	
一 照会・回答	1 宗教法人法第3条の規定に関する認定権について(昭和37年11月26日付け天理教奈良教区長照会, 昭和37年12月15日付け調査局宗務課回答)	1
	2 法人規則の責任役員の定数の定め方について(昭和37年11月13日付け37学宗第54号神奈川県総務部長照会, 昭和37年12月20日付け地調第36号調査局長回答)	2
二 調査	都道府県宗教法人認証事務処理状況(11月中処理数)	3
三 連絡	惟神会及び御柱教の解散について	6
四 資料	宗教界ニュース	7
	1 神道関係	7
	2 仏教関係	11
[雑報等]	解説〔布教とカウンセリング〕	22
	3 キリシト教関係	23
	4 諸教関係その他	30
第7巻第1号	通巻第68号(昭和38年1月号)	
一 調査	都道府県宗教法人認証事務処理状況(12月中処理数)	1
二 資料	宗教界ニュース	5
	1 神道関係	5
	2 仏教関係	13
[雑報等]	神社の根本社と分祀	27
	3 キリシト教関係	29
	4 諸教その他	36
宗務課便り		39
第7巻第2号	通巻第69号(昭和38年2月号)	
一 照会・回答	責任役員による宗教法人事務決定について(昭和38年1月23日付け宗教法人「美濃ミッション教団」代表役員	1

	照会，昭和 38 年 2 月 9 日付け雑調第 21 号文部省調査局長回答)	
二 調査	都道府県宗教法人認証事務処理状況（1 月中処理数）	6
三 資料	宗教界ニュース	9
	1 神道関係	9
	2 仏教関係	15
[雑報等]	教団組織改革の傾向	27
	3 キリシト教関係	29
	4 諸教その他	34
宗務課便り		39
第 7 卷第 3 号	通巻第 70 号（昭和 38 年 3 月号）	
一 照会・回答	宗教法人の境内地に関する登録税法に基づく証明の取扱いについて（昭和 38 年 3 月 12 日付け学文第 98 号静岡県総務部長照会，昭和 38 年 3 月 19 日付け地調第 12 号文部省調査局長回答）	1
二 調査	宗教法人認証事務処理状況（2 月中処理数）	3
	1 文部省関係	3
	2 都道府県関係	4
三 資料	宗教界ニュース	7
	1 神道関係	7
	2 仏教関係	10
[雑報等]	教団再編と出版部門整備の傾向	22
	3 キリシト教関係	23
	4 諸教その他	29
都道府県だより		34
宗務課だより		35
第 7 卷第 4 号	通巻第 71 号（昭和 38 年 4 月号）	
一 調査	宗教法人認証事務処理状況（3 月中処理数）	1
	1 文部省関係	1
	2 都道府県関係	2
二 資料	宗教界ニュース	5
	1 神道関係	5
	2 仏教関係	11
	3 キリシト教関係	23
	4 諸教その他	31
[雑報等]	宗派立学校の公開講座について	
都道府県だより		36
宗務課だより		37
第 7 卷第 5 号	通巻第 72 号（昭和 38 年 5 月号）	
一 調査	宗教法人認証事務処理状況（4 月中処理数）	1
	1 文部省関係	1
	2 都道府県関係	2
二 連絡 別記	九州ブロック宗教法人事務主管課長会議	4
	九州ブロック宗教法人事務主管課長会議協議事項	5
三 資料	宗教界ニュース	17
	1 神道関係	17

〔雑報等〕	宗教建築の傾向	24
	2 仏教関係	25
〔雑報等〕	自民党で宗教振興策検討	37
	3 キリシト教関係	39
	4 諸教その他	49
	5 その他参考資料	52
都道府県だより		56
第7巻第6号	通巻第73号(昭和38年6月号)	
一 照会・回答	1 廃絶した寺院の財産の処分について(昭和38年5月9日付けS200文第144号岡山県総務部長照会, 昭和38年6月14日付け38地調宗第1号文部省調査局宗務課長回答)	1
	2 登録税法施行規則第5条ノ7に関する疑義について(昭和38年6月4日付け法務省民事局長発, 法務局各地方務局長あて通達)	2
	3 収益事業を行う宗教法人の規則の取扱いについて(昭和38年6月5日付け文学第91号奈良県総務部長照会, 昭和38年6月28日付け38地調宗第3号文部省調査局宗務課長回答)	3
二 認証	宗教法人認証処理状況(5月中処理数)	4
	1 文部省関係	4
	2 都道府県関係	9
三 連絡別記	東北・北海道宗教法人事務連絡協議会	11
	東北・北海道宗教法人事務連絡協議会協議事項	11
四 資料	宗教界ニュース	31
	1 神道関係	31
	2 仏教関係	39
	3 キリシト教関係	51
	4 諸教	59
	5 その他資料	61
都道府県だより		63
第7巻第7号	通巻第74号(昭和38年7月号)	
一 照会・回答	宗教法人法第3条の証明について(昭和38年6月22日付けS200文第251号岡山県総務部長照会, 昭和38年7月23日付け38地調宗第4号文部省調査局宗務課長回答)	1
二 認証	宗教法人認証処理状況(6月中処理数)	3
	1 文部省関係	3
	2 都道府県関係	4
三 連絡別記	近畿・中部各府県宗教法人事務担当者連絡協議会	6
	近畿・中部各府県宗教法人事務担当者連絡協議会協議事項	7
四 資料	宗教界ニュース	15
	1 神道関係	15
	2 仏教関係	21
	3 キリシト教関係	35
	4 諸教および宗連	50
	5 その他	55

都道府県だより		60
宗務課だより		60
第7巻第8号	通巻第75号（昭和38年8月号）	
一 認証	宗教法人規則認証事務処理状況（7月中処理数）	1
	1 文部省関係	1
	2 都道府県関係	2
二 連絡	第13回関東甲信越静地区宗教法人事務連絡協議会	4
別記	第13回関東甲信越静地区宗教法人事務連絡協議会協議事項	5
三 資料	宗教界ニュース	13
	1 神道関係	13
	2 仏教関係	17
	3 キリスト教関係	27
	（1）旧教系	27
	（2）新教系	29
	4 諸教関係	35
	5 その他の分野	39
[雑報等]	宗教調査あるいは宗教界情報に関して便宜供与を図る機関名	48
質疑応答欄	規則変更議決の効力認定（確認）の方法について	49
宗務課だより	宗教法人規則認証事務処理状況の期限内提出について	50
	ブロック会議等について	50
都道府県だより	宗教法人の住居表示に関する法律の施行に伴う変更登記申請の様式について（東京都）	51
	東北・北海道宗教法人事務連絡協議会の明年度開催地（福島県）	57
	人事異動	57
第7巻第9号	通巻第76号（昭和38年9月号）	
一 照会・回答	宗教法人法の一部改正と責任役員の届出について（昭和38年9月11日付けハツ223-280号宮崎県総務部長照会，昭和38年9月27日付け文部省調査局宗務課長回答）	1
二 認証	宗教法人認証事務処理状況（8月中処理数）	2
	1 文部省関係	2
	2 都道府県関係	5
三 資料	宗教界ニュース	9
	1 神道関係	9
	2 仏教関係	15
	3 キリスト教関係	25
	（1）旧教系	25
	（2）新教系	27
	4 諸教関係	31
	5 その他の分野	35
宗務課だより		43
都道府県だより		44
第7巻第10号	通巻第77号（昭和38年10月号）	

一 認証	宗教法人認証事務処理状況（9月中処理数）	1
	1 文部省関係	1
	2 都道府県関係	1
二 資料	宗教界ニュース	5
	1 神道関係	5
	2 仏教関係	11
	3 キリスト教関係	21
	(1) 旧教系	21
	(2) 新教系	24
	4 諸教・その他	29
宗務課だより		31
都道府県だより		32
第7巻第11号	通巻第78号（昭和38年11月号）	
一 照会・回答	被包括関係の廃止に係る規則の変更（昭和38年11月6日付け総第423号千葉県総務部長照会，昭和38年11月22日付け38地調宗第7号文部省調査局長宗務課長回答）	1
二 〔認証〕	認証事務処理状況（10月分）	3
	1 文部省関係	3
	2 都道府県関係	5
〔雑報等〕	〔宗教年鑑昭和37年度版正誤表〕	8
三 会議	1 10都道府県宗教法人事務連絡協議会	9
	2 近畿・中部各府県宗教法人事務担当者連絡協議会	9
	3 第2回中・四国宗教法人事務担当者会議	10
別記1	10都道府県宗教法人事務連絡協議会協議事項	11
別記2	近畿・中部各府県宗教法人事務担当者連絡協議会協議事項	22
別記3	第2回中・四国宗教法人事務担当者会議協議事項	33
	4 宗教法人審議会	41
	5 都道府県宗教法人事務主管課長会議	41
都道府県だより		42
宗務課だより		42
第7巻第12号	通巻第79号（昭和38年12月号）	
一 〔認証〕	認証事務処理状況（11月分）	1
	1 文部省関係	1
	2 都道府県関係	5
二 資料	宗教界ニュース（11・12月合併）	7
	1 神道関係	7
	2 仏教関係	19
〔雑報等〕	宗教関係民法法人	32
	3 キリスト教関係	33
	(1) 旧教系	33
	(2) 新教系	39
	4 諸教その他	49
宗務課だより		57
都道府県だより		59
第8巻第1号	通巻第80号（昭和39年1月号）	

一〔認証〕	認証事務処理状況（12月分）	1
	1 文部省関係	1
	2 都道府県関係	4
二 資料	宗教界ニュース	7
	1 神道関係	7
	2 仏教関係	11
	3 キリスト教	26
	(1) 旧教系	26
	(2) 新教系	29
	4 諸教その他	31
特別記事	岸本英夫博士 宗教法人審議会委員 死去について	34
宗務課だより		37
都道府県だより		38
第8巻第2号	通巻第81号（昭和39年2月号）	
一 照会・回答	包括団体の合併に伴う被包括関係法人の規則変更手続について（昭和39年2月5日付け39総発第96号福岡県総務部長照会，昭和39年2月14日付け39地調宗第1号文部省調査局宗務課長回答）	1
二〔認証〕	認証事務処理状況（1月分）	2
	1 文部省関係	2
	2 都道府県関係	3
三 資料	宗教界ニュース	7
	1 神道関係	7
	2 仏教関係	15
	3 キリスト教関係	33
	(1) 旧教系	33
	(2) 新教系	36
	4 諸教関係	44
宗務課だより		46
都道府県だより		47
第8巻第3号	通巻第82号（昭和39年3月号）	
一〔認証〕	認証事務処理状況（2月分）	1
	1 文部省関係	1
	2 都道府県関係	2
二 資料	宗教界ニュース	5
	1 神道関係	5
	2 仏教関係	11
	3 キリスト教	17
	(1) 旧教系	17
	(2) 新教系	19
	4 諸教関係	23
宗務課だより		26
都道府県だより		26
お知らせ	『宗務時報』の発刊ならびに『宗教年鑑』の編集について	27

1 宗教法人審議会

(1) 宗教法人審議会委員の異動

- ① 石井研士委員，石倉寿一委員及び関崎幸孝委員の任期満了に伴い，平成26年4月1日付けで，次の委員が文部科学大臣より任命された。(任期は平成28年3月31日まで。)

石井 研士	(國學院大學神道文化学部長)
石倉 寿一	(大慧會教団次代会長)
倉澤 豊明	(円正寺住職)

第31期宗教法人審議会 委員名簿 (五十音順)

会長 新井 誠	(中央大学法学部教授)
飯野 正子	(前津田塾大学長)
○ 石井 研士	(國學院大學神道文化学部長)
○ 石倉 寿一	(大慧會教団次代会長)
打田 文博	(小國神社宮司)
巫部 祐彦	(神理教管長)
北澤 安紀	(慶應義塾大学法学部教授)
○ <u>倉澤 豊明</u>	(円正寺住職)
神 日出男	(八幡朝見神社宮司)
櫻井 園郎	(東京基督教大学神学部教授)
佐藤 典子	(弁護士)
末廣 久美	(公益社団法人全日本仏教婦人連盟理事長)
杉本 玲子	(町田クリスチャンセンター教育主事)
錢谷 眞美	(東京国立博物館館長)
原田 一明	(立教大学法学部教授)
保積 秀信	(大和教団教主)
村鳥 邦夫	(御嶽教管長)
矢吹 公敏	(弁護士，一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授)
山岸 敬子	(明治大学法科大学院教授)
渡辺 雅子	(明治学院大学社会学部教授)

(注) ○印は今回任命委員(3名)で，うち新任委員(1名)には下線を付した。

2 平成26年度宗教法人実務研修会の日程

文化庁では、全国の宗教法人等の法人事務担当者を対象として、法人意識の徹底、事務処理能力の向上等、宗教法人の管理運営の適正化に資するための「宗教法人実務研修会」を実施している。平成26年度の各地域における開催予定県は、右表のとおりである。いずれも文化庁と開催県との共催である。

- (1) 1日目は「宗教法人の管理運営」等の講義、2日目は「宗教法人の税務・会計」等の講義を行う。いずれか1日のみの参加も可能で、参加費は無料である。テキスト等も無料で配布する。
- (2) 各会場とも席に限りがあるので、参加を希望する場合は、事前に各開催県の連絡先へ確認をお願いしたい。
- (3) 研修日程は、1日目は13時00分～16時50分（12時00分受付開始、12時30分～12時55分DVD「宗教法人の管理運営」上映（視聴は自由））、2日目は10時00分～15時00分（9時30分受付開始）を予定しているが、日程・会場については変更が生じる場合もあるので、あらかじめ了承されたい。

図1 会場で配布するテキスト



表 平成26年度宗教法人実務研修会日程表

地区	開催県	日時・会場	連絡先
東北・北海道 (北海道, 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島)	北海道	平成26年10月20日(月)・21日(火) 札幌全日空ホテル 住所: 札幌市中央区北3条西1丁目2番地9 電話: 011-221-4411	北海道総務部法人局学事課中高専修学校グループ 電話: 011-204-5066
関東 甲信越静 (茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, 新潟, 山梨, 長野, 静岡)	茨城県	平成26年10月7日(火)・8日(水) 茨城県庁9階講堂 住所: 水戸市笠原町978番6 電話: 029-301-2239	茨城県総務部総務課法制グループ 電話: 029-301-2239
	山梨県	平成26年9月11日(木)・12日(金) ベルクラシック甲府 住所: 甲府市丸の内1丁目1番17号 電話: 055-254-1000	山梨県総務部私学文書課文書・情報公開担当 電話: 055-223-1410
近畿・中部 (富山, 石川, 福井, 岐阜, 愛知, 三重, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山)	愛知県	平成26年10月28日(火)・29日(水) ルブラ王山 住所: 名古屋市千種区覚王山通8番18号 電話: 052-762-3151	愛知県県民生活部学事振興課宗教法人・学事グループ 電話: 052-954-6185
	京都府	平成26年9月4日(木)・5日(金) 京都テルサ 住所: 京都市南区東九条下殿田町70番地 電話: 075-692-3400	京都府文化環境部文教課宗教法人担当 電話: 075-414-4522
中国・四国 (鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知)	島根県	平成26年9月29日(月)・30日(火) サンラポーむらくも 住所: 松江市殿町369番地 電話: 0852-21-2670	島根県総務部総務課公益法人スタッフ 電話: 0852-22-5014
	高知県	平成26年10月16日(木)・17日(金) 高知会館 住所: 高知市本町5丁目6番42号 電話: 088-823-7123	高知県総務部法務課法人指導担当 電話: 088-823-9160
九州 (福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄)	長崎県	平成26年11月6日(木)・7日(金) 長崎県農協会館 住所: 長崎市出島町1番20号 電話: 095-820-2280	長崎県総務部学事振興室 電話: 095-895-2282
	沖縄県	平成26年11月27日(木)・28日(金) 沖縄県庁4階講堂 住所: 那覇市泉1丁目2番2号 電話: 098-866-2074	沖縄県総務部総務私学課私学・法人班 電話: 098-866-2074

※備考: 本誌発行時において, 既に開催された研修会がある。

3 動画「宗教法人の管理運営」の公開

文化庁では、都道府県との共催による宗教法人実務研修会の会場において、講義の中で動画「宗教法人の管理運営」を上映してきた。

このたび、インターネットの動画配信サービス「YouTube」(ユーチューブ)を利用し、文部科学省チャンネル「MEXTch」にて、この動画の公開を開始した。宗教法人及び関係各位におかれては、法人の管理と運営に際して参考にされたい。

図2 動画「宗教法人の管理運営」の内容見本



視聴の方法は、YouTube (<https://www.youtube.com/>) のサイト上にて、「宗教法人の管理運営」と検索する。検索結果として当該動画の静止画像が表示されるので、クリックすると、動画の視聴ができる。動画の構成とURLは、次のとおりである。

宗教法人の管理運営

① 宗教法人法の基本的理念

<http://youtu.be/a7UGKvrM6uE>

② 宗教法人法の特徴

<http://youtu.be/BSAQhLR6t74>

③ 備えていますか 書類、帳簿類

<http://youtu.be/YJH3RjGOQbU>

④ 毎年所轄庁に提出することとされている書類とは

<http://youtu.be/D5wNFKlzH0k>

4 『在留外国人の宗教事情に関する資料集』の概要

文化庁文化部宗務課では、このたび『在留外国人の宗教事情に関する資料集』（以下、「資料集」という。）を2冊作成した。平成24年度は「東南アジア・南アジア編」、平成25年度は「東アジア・南アメリカ編」をとりまとめた。この調査により、我が国に在留する外国人の国・地域別上位のほとんどを網羅することができた。

資料集は、都道府県宗教法人事務担当者向けに作成したものであるが、関係各方面への参考のため、これを紹介する。

(1) 調査の目的

宗教法人制度は、宗教法人法に基づいて運用されているが、現代社会の急激な変化に伴い、従来までは想定していなかった事案が生じることもある。そのため宗教法人の様々な諸課題に対応すべく、円滑な宗務行政に資することを目的として、平成24年度より「宗教法人等の運営に係る調査」を開始した。この調査は、年次ごとに個別課題を設定して調査するものである。

平成24年度及び平成25年度は、近年に諸外国・地域から我が国に進出してきた宗教団体のうち、宗教法人格の認証を受ける場合が見られることに鑑み、在留外国人の宗教事情について、有識者からの寄稿及びヒアリングにより資料集を作成した。

(2) 課題の設定

今回の「宗教法人等の運営に係る調査」では、在留外国人の宗教事情を調査したが、本課題を設定した理由は、次のとおりである。

周知のように、近年の我が国においては在留外国人の増加が著しい。法務省の在留外国人統計によれば、平成24年12月31日現在での在留外国人の総数は2,033,656人であり、過去の数値と比較すると、20年前の平成4年が1,281,644人、10年前の平成14年は1,851,758人となっていることから、それは明らかである。

外国人が増加すると、彼らへの布教のために母国から日本に宗教団体が進出してくる場合が多く見られる。日本に拠点を置いた宗教団体の中には、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のため、日本で宗教法人の認証を受ける場合がある。

所轄庁には、外国に拠点を置く宗教団体から宗教法人設立の相談が寄せられるようになってきているが、日本では余り知られていない宗教や宗教団体の場合もある。円滑な認証事務のため、担当者には、宗教団体が進出してきた当該国・地域の宗教事情に関する一般知識が求められる。しかしながら所轄庁の担当者にとって、宗教事情を調べるための最初の手掛かりを得ることは難しい。そこで主な国・地域を対象に、その宗教事情及び日本における宗教事情について調査を行った。個別の団体では、各々の事情は異な

ろうが、国・地域ごとの章立てで編集しているため、大まかな概要が把握できるように構成している。諸外国から日本に進出してきた宗教団体の背景を知るために、本書の活用を願いたい。

また本書では、宗教法人法における宗教団体の要件となっている「宗教の教義」、「儀式行事」、「(信者の)教化育成」(宗教法人法第2条)の3点を中心に、調査を実施した。同条には、「この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。」とあり、宗教法人の認証に際しては、宗教団体がこれらの要件を満たしていることが前提となるからである。

(3) 調査対象国・地域の設定

平成24年度は、東南アジアと南アジアの8か国、平成25年度は、東アジアの3か国・地域、南アメリカの2か国の合計5か国・地域を対象とした。

2か年にわたる調査で、日本に在留する外国人が出身とする上位の国・地域のほとんどを網羅したことになる。なお米国や英国などの北米や欧州の諸国は、知り得ることが可能な公知の情報が多いため、今回の調査からは除外した。

調査当時における在留外国人の総数は、前述のように2,033,656人(平成24年12月31日現在)であるが、上位18位までの国・地域のうち、今回までの調査対象を示す次のようになる。調査実績について平成24年度の対象は「(24)」,平成25年度の対象は「(25)」とした。

①	中国	652,555	(25)	⑩	ネパール	24,069	(24)
②	韓国・朝鮮	530,046	(25)	⑪	台湾	22,773	(25)
③	フィリピン	202,974	(24)	⑫	インド	21,653	(24)
④	ブラジル	190,581	(25)	⑬	英国	14,652	
⑤	ベトナム	52,364	(24)	⑭	パキスタン	10,597	(24)
⑥	ペルー	49,248	(25)	⑮	カナダ	9,006	
⑦	米国	48,357		⑯	オーストラリア	8,888	
⑧	タイ	40,130	(24)	⑰	バングラデシュ	8,622	(24)
⑨	インドネシア	25,530	(24)	⑱	フランス	8,455	

出典) 法務省「在留外国人統計表」(平成24年12月31日現在)

調査対象となるブラジルとペルーにおけるキリスト教について説明する。両国にはカトリック教徒が多く、当該国から日本に在留する者もその傾向を反映する。彼らは、日本のカトリック教会の外国語礼拝に参加することが多く、新たにカトリック系の宗教法人を設立する可能性は極めて低い。その理由として、カトリック教会は、ローマ教皇を頂点とした組織構造となっていることが挙げられる。そのため本調査では、ブラジルとペルーのキリスト教については、今後宗教法人の認証を受ける可能性があるプロテス

タント系の事情を重視して、必要に応じてカトリックの事情も記述した。

(4) 協力者会議と調査方法

本調査の方法については、前掲の「宗教法人等の運営に係る調査要綱」に大枠を定めてある。詳細に述べると、本調査は次の方法で実施した。

まず文化庁から、6名の有識者に対して協力者の委嘱を行い、「宗教法人等の運営に係る調査」協力者会議が組織され、同会議にて調査の方針を策定した。その後、調査方針に基づき、委託業者の選定を行い、文化庁から三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（以下、「MURC」という。）に調査業務を委託した。同社により各国・地域の宗教事情に関する資料調査を行い、さらには来日した外国人の宗教事情について、有識者からヒアリング調査を行った。以上の過程を経て、本書を作成したのである。なお本調査に係る事務は、文化庁文化部宗務課調査係が担当した。協力者会議は、次の6名で編成し、随時に会議を開催した。

平成24—25年度「宗教法人等の運営に係る調査」協力者会議

- | | |
|------------|--|
| 飯田 剛史 | (大谷大学文学部教授) |
| (座長) 石井 研士 | (國學院大學神道文化学部長, 宗教法人審議会委員,
公益財団法人日本宗教連盟理事) |
| 石川 治子 | (宗教法人カトリック中央協議会社会福音化推進部部长) |
| 高橋 正浩 | (埼玉県総務部学事課総務・宗教法人担当主査) |
| 戸松 義晴 | (浄土宗総合研究所主任研究員) |
| 三木 英 | (大阪国際大学ビジネス学部教授) |

資料集2冊は、同じ構成となっている。「第1部 概論編」では、有識者に原稿の執筆を依頼し、当該地域の事情について容易に理解できるよう、概論を掲載した。

「第2部 各国・地域編」では、各章の「1. 現地における宗教事情」について、MURCが文献資料から調査を実施し、執筆を担当した。各章の「2. 日本における宗教事情」について、在留外国人の宗教事情に関して有識者からヒアリング調査を実施して、MURCが文章として体裁を整えた。

「第3部 資料編」では、統計資料については、MURCが収集し、図表として編集した。

報告書の目次は、次項以下に掲載する。執筆担当者及びヒアリング協力者の所属等は、資料集の発行当時のものである。

(5) 『在留外国人の宗教事情に関する資料集—東南アジア・南アジア編—』

第1部 概論編

第1章 東南アジア大陸部

執筆担当：矢野 秀武（駒澤大学総合教育研究部准教授）

第2章 東南アジア島嶼部

執筆担当：蓮池 隆広（昭和大学兼任講師）

第3章 南アジア

執筆担当：田中 雅一（京都大学人文科学研究所教授）

第2部 各国編

第4章 タイ

ヒアリング協力：秦 辰也（近畿大学総合社会学部教授）

第5章 ベトナム

ヒアリング協力：川上 郁雄（早稲田大学大学院日本語教育研究科教授）

第6章 インドネシア

ヒアリング協力：奥島 美夏（天理大学国際学部地域文化学科准教授）

第7章 フィリピン

ヒアリング協力：寺田 勇文（上智大学外国語学部長・教授）

第8章 インド

ヒアリング協力：澤 宗則（神戸大学大学院人間発達環境学研究科准教授）

第9章 ネパール

ヒアリング協力：南 真木人（国立民族学博物館文化資源研究センター准教授）

第10章 パキスタン

ヒアリング協力：子島 進（東洋大学国際地域学部国際地域学科准教授）

第11章 バングラデシュ

ヒアリング協力：外川 昌彦（広島大学大学院国際協力研究科准教授）

カビル ムハンマド フマユン Kabir Md. Humayun

（広島大学平和構築連携融合事業特別研究員）

第3部 資料編

(6) 『在留外国人の宗教事情に関する資料集—東アジア・南アメリカ編—』

第1部 概論編

第1章 東アジア

執筆担当：川上 新二（岐阜市立女子短期大学国際文化学科准教授）

第2章 中南米

執筆担当：山田 政信（天理大学国際学部地域文化学科教授）

第2部 各国・地域編

第1章 中国

ヒアリング協力：陳 継東（青山学院大学国際政治経済学部教授）（仏教）
藤野 陽平（東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所
研究機関研究員）（キリスト教）
澤井 充生（首都大学東京都市教養学部助教）（イスラーム）
山下 一夫（慶應義塾大学理工学部准教授）（道教）

第2章 台湾

ヒアリング協力：五十嵐真子（神戸学院大学人文学部人文学科教授）（仏教）
藤野 陽平（前掲）（キリスト教）
山下 一夫（前掲）（道教）

第3章 韓国

ヒアリング協力：宮下 良子（大阪市立大学都市研究プラザ特別研究員）（仏教）
中西 尋子（関西学院大学講師）（キリスト教）
佐々 充昭（立命館大学文学部東洋研究学域教授）（民族宗教等）

第4章 ブラジル

ヒアリング協力：山田 政信（キリスト教）

第5章 ペルー

ヒアリング協力：細谷 広美（成蹊大学文学部国際文化学科教授）（キリスト教）

第3部 資料編

（7）おわりに

以上、本調査は多くの方々からの協力を頂いた。関係各位には、厚く御礼を申し上げます。資料集は、文化庁のホームページにて公開しているので活用されたい。

在留外国人の宗教事情に関する資料集

<http://www.bunka.go.jp/shukyouhoujin/zairyugaikokujin/index.html>

『在留外国人の宗教事情に関する資料集—東南アジア・南アジア編—』

<http://www.bunka.go.jp/shukyouhoujin/zairyugaikokujin/pdf/h24chousa.pdf>

『在留外国人の宗教事情に関する資料集—東アジア・南アメリカ編—』

<http://www.bunka.go.jp/shukyouhoujin/zairyugaikokujin/pdf/h25chousa.pdf>

宗務時報 No. 118

発行日 平成26年10月31日
編集・発行 文化庁文化部宗務課
〒100-8959
東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
電話 03-5253-4111 (代表)

印刷 株式会社騰栄社
